び六號二個を置き、傍に各、厠を設備す。又中央御玄關の上なる彩鸞之間の兩側も亦豫備室にして、其の二號五號は客室とし、三號四號は共に各々之に附屬したる寢室とす。而して其の兩側にある階段は表廊下に通ぜり。

中廣間の左右中坪に面する二室は、東西に於ける控之間とし、其の兩側に階下奥廊下に通ずる階段を設け、其の傍に七號八號の豫備室あり。共に電燈開閉器を設備す。

第十節　正門

正門は高く雲表に聳えて北に向ひ、通路を隔てゝ外庭と相對す。門柱は佛國製精良の錬鐵を組合せたるものにして、之に青銅細工の模樣を裝箝す。又門扉蛇腹等は孰れも同一の錬鐵を用ひ、頗る製作の巧緻を極めたり。左右兩柱の頭上には各々角形の電燈を設け、門上の中央には青銅製金色菊花の御紋章を高く掲げ、其の上に王冠を戴かしめたり。

正面大扉の兩側には各々小扉を設く、これも同種の錬鐵にして上部の裝飾は色付の鐵を用ひ、其の左右の柱首には各々圓形の電燈を設けたり。而して大扉と小扉との間には隔障の小脇を造り、正門の左右は錬鐵にて柵垣を施したり。正門の高さは三十三尺にして、兩扉の高さは十八尺なり。而して正門より御車寄に至る間は、砂利敷の車道百二十間なり。

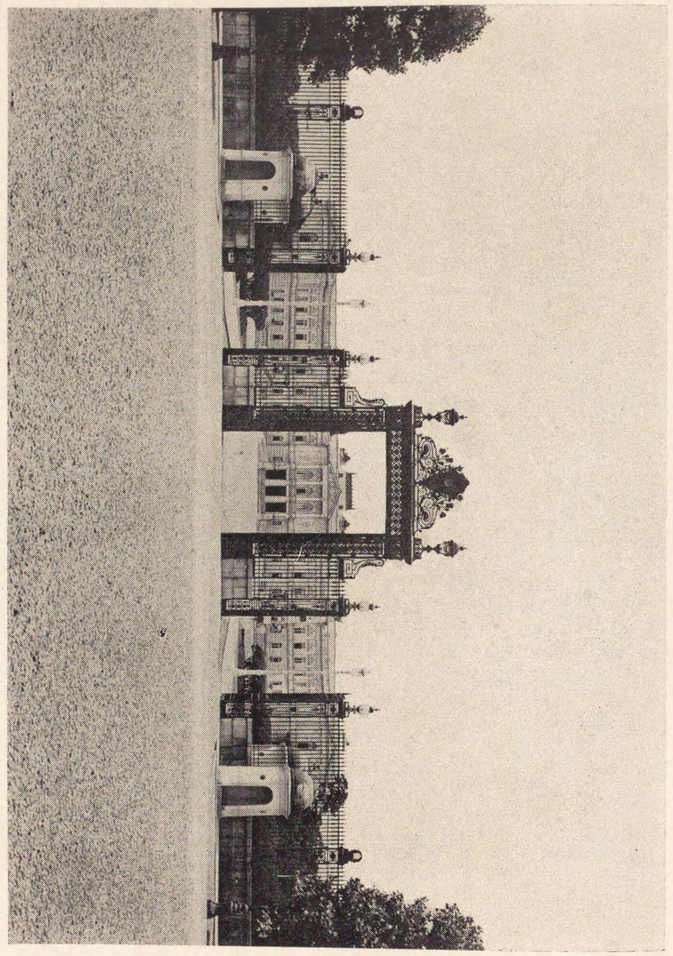

第五十五圖　赤坂離宮正門

第十一節　前　庭

正門の外には、左右に哨舎あり。内にも同じく左右に哨舎を置く。外なるは兵卒をして之を警衛せしめ、内なるは皇室警手之を番衛す。哨舎は何れも木造にして、白ペンキ塗となし、屋根は銅板にて圓形に張れり。

正面東西の隅柱より本館に達する内庭境の外構は、花崗石壁にして、之に附屬せる裝飾手摺も亦花崗石にて造らる。其の左右中途より正面斜形の所に彎形なる低き石塀を甃構せり。石塀柱形の上には玲花嘉卉を陳列する爲め、悉く花崗石にて植木鉢形を作りて裝飾せり。

正門より本館に向へる正面の道路は、中央を本道とし、砂利を敷き、左右は歩道にしてセメント叩きの洗出と爲せり。其の兩側に芝生の廣庭ありて、周圍には蒼々たる枝多き小松を繞らし、その先きには東西の噴水池を穿てり。その池の後方には各々兵舎あり。これ番兵の休息所にして、何れも士官室、下士官室、兵卒寢室等を設けたり。室内の床は板張、其の他は洗出しの叩土間なり。外部は洗出し塗り、根石は花崗石にして、屋根はスレート葺なり。中央昇降口には花崗石の圓柱四本を建て、階段も花崗石にして床も亦花崗石の四半敷なり。而して中央屋上の裝飾は銅の打出にて、桐の御紋章を作り、左右に武器を飾り付けたり。又其の昇降口の傍らには哨舎を設く。東西とも同樣なり。

正門道路の左右に方錐形の巨柱あり。方形の組上げにして柱の中腹には腕燭四個を裝置したり。是より御車寄前の廣場は一體に砂利を敷き、貴賓の車馬を繫留する所に當てらる。石壁の高欄及び外構の柱上には何れも電燈の裝置あり。

又砂利廣場にも、處々に高く鐵柱を建てゝ大アーク燈を掲げたり。

第十二節　建物類別

赤坂離宮に屬する建物を(一)構造(二)用途(三)層別として類別すれば次の如し。

(一)　構造別

構造の種類よりして建物を分類すれば、左記五種となり、建坪合計八千餘坪となる。

構造別	坪數
石造	四、七九六、五二九坪
木造	二、七五八、二一二
土藏造	四四五、七二七
煉瓦造	一八六、〇九五
鐵骨造	五一、七五〇
合計	八、二三八、三一三

これ敷地内の御茶屋等を含める坪數なり。

(二)　用途別

全建物を用途よりして分類すれば次の如し。

用途別	坪數
御殿	四、六五三、七九七坪
御茶屋	三一五、〇二四
附屬建物	三、二六九、四九二
合計	八、二三八、三一三

(三)　層別

全建物を層數よりして分類すれば次の如し。

層別	坪數
地階	一、六五〇、〇八九坪
平間	四、八一八、六一〇
二階	一、七六九、六一四
合計	八、二三八、三一三

次に赤坂離宮の敷地内には、巽門官舍あり。本館百四十坪一八四、附屬家二十八坪七一九、合計百六十八坪九〇三にして、内木造百五十九坪四七四土藏造九坪四二九なり。概して平家建にして、二階建は僅に十三坪一六六なり。

第十三節　敷地内の概況

第一　總說

赤坂離宮と青山御所とは、外方より見れば全く分離せるが如しと雖も、敷地は相接續し、其の間明瞭なる區劃無きを以て、敷地に就ては茲に兩者綜合して之を記せん。

敷地は東京市の西部赤坂區に在り。唯、東北部の一小地域、卽ち離宮の正門附近のみ僅に四谷區に屬す。敷地の廣袤は東西五百八十三間四分一厘、南北七百三十四間三分二厘、其の面積二十萬二千九百七十三坪七合九勺、内十八萬五千七百七十五坪を世傳御料とし、一萬七千百九十八坪七合九勺を普通御料とす。

右敷地の中央部十六萬三千三百九十餘坪は赤坂離宮に屬し、殘餘の三萬九千餘坪は青山御所の所屬たり。

赤坂離宮の東南部に各々一區劃をなせる地區あり。卽ち主馬寮赤坂分廐及び巽門官舍並に菊園是なり。

青山御所の域内にも更に一區劃をなせる部分あり。卽ち皇子御殿是なり。青山御所の東部にして九千八百八十餘坪の面積を有す。

赤坂離宮敷地の大半は舊紀州藩主なりし德川茂承の苑囿たりしものにして、其の名を

西苑と稱したり。これ嘗て尾張德川家の戸山莊及び水戸德川家の後樂園と共に德川三家の江戸に於ける三大名園と稱せられしものなり。

又青山御所に屬する部分は、嘗て德川茂承並に青山下野守屋敷址たりしものなり。而して皇子御殿は同上並に玉宗寺等の在りし所なり。

赤坂離宮の地は、明治五年二月以降帝室の有に歸し、三月赤坂離宮と稱することゝなり、亞いで同六年五月四日　皇居炎上せしより　皇居御造營完成迄假　皇居と稱せられたり。

青山御所の地は、明治六年十二月十九日　皇太后宮御移住ありて、翌七年一月二十八日以降青山御所と稱せらるゝに至れり。

皇子御殿は元御降誕所として明治八年新築せられたるものにして、後改築又は增築を行ひたり。明治二十八年以降之を皇孫假御殿と稱せしが、大正二年以後　皇子御殿と稱す。

第二　赤坂離宮敷地

赤坂離宮は正門を北部四谷區仲町に面して設け、通用門を東北紀伊國坂上に設け、西北鮫ケ橋町に面しては鮫橋門、西方權田原町に面しては權田原門を設く。又東部に主馬分廐表門あり。東南に巽門ありて巽門官舍に通ず。外圍正門兩側凡四十間の間鐵柵を設

け、其の東南通用門に至り。それより更に主馬寮分厩に至るの間築地塀を設く。約四十間の間柵板塀を設け、主馬寮分厩表門と巽門とを通し、西　皇子御殿外園に續く間は青山御所外園と同じく土堤を築く、土堤の上には枳殼を植ゑたり。又正面の西部鐵柵より西南凡百二十四間の間練塀を設け、鮫橋門に至り、更に五十餘間の間土堤を築き、其の西南權田原門を經て青山御所の外園に至るまで又練塀を設けたり。

正門前芝地を劃して外苑となし、松セードル躑躅等を植ゑたり。正門内左右均齊の位置に於いて、西に警手詰所東に仕人詰所を設け、其の各々の前方圓形噴水池を造り、是を中心とし、芝地を劃し、其の周圍に低く土堤を築き、それに沿ひて多行松を植ゑたり。

正門の中央は卽ち御殿御車寄に道路直行し、御殿前一帶の廣場をなし砂利敷とせり。御殿の東通用門内は芝地廣く、周東南に亘り松セードル多行松其の他繁生す。

御殿の背面卽ち南方より西方に當り　皇子御殿青山御所に至るまで一大庭園をなし、其の間高低起伏し或は池水を穿ち、或は茶亭東屋を設けたり。卽ち御殿背面に面し、御殿よりは土地少しく低く噴水を設く。而して其の東南は小丘起り、其の西南麓より道に從ひ東南に進めば土地次第に低く、坂を下れば左方に池あり。右方には僊錦閣御茶屋あり。

僊錦閣の東北に茶園馬場あり。其の傍らに御馬見所、馬繫諏訪御茶屋等あり。

僊錦閣の前より更に道を東南に進めば低濕なる芝地あり。其の南方は山地起伏し、北方は土地高く坂路を登れば廣芝に出づ。例年觀菊會御催の地なり。其の西南に御茶屋あり。東に馬場あり。馬場の西傍は南に低く坂路あり、坂を下れば右方亦坂路となり、西南直ちに青山御所に續く。道の傍らに茶製場、物置等の建物あり。道の左方一は東廣芝高地の南麓に出づべく、一は東南坂路となり、道を登れば右方衆芳亭に至る。其の背面西方は芝生にして東屋あり。小丘を築き、丘上傘形の亭を設けたり。其の傍御輿車あり。夫れより直ちに青山御所に通ず。

衆芳亭より東、土地次第に低く、道に從ひて行けば洗心亭に出づ。それより南方は土地更に低く、坂を下れば又池沼あり。南東は山地起伏し、南西部に寒香亭御茶屋あり。東北の山徑を行けば丸山御茶屋に出で、又その北東の坂路を下れば卽ち遷錦閣東方の池塘出づ。

以上は苑地の大觀なり。其の外御殿の東方廣芝地の背後に土藏數棟立つ。御殿の西北に煖房汽罐室及び内匠寮員詰所等の建物あり。而して廣芝の西方に茶園あり、丸山には菊仕立場あり。植木室其の他附屬の建物數棟立つ。

主馬寮赤坂分厩及び巽門官舍並に桑園等夫々別に一區劃を爲す、卽ち分厩は門内右方東北隅に馬場を設く。又其の西には出張所廳舍立ち、其の更に西に厩舍あり。其の南に馬車舍立つ。

門内左方は諸物置、馬體秤量所、馬丁詰所、蹄鐵工場等の建物あり。それより西南は土地少しく高く、西に覆馬場、南は病馬厩舍獸醫詰所其の他之に附屬する建物立つ。

巽門官舍は巽門内馬仕立場の南にあり。官舍以外附屬土藏物置あり、選門内官舍地の東南は桑園たり。

第十四節　舊東宮御所に關する文書類

明治二十二年宮城竣工し、兩陛下赤坂離宮より御移轉あらせられたる後は、赤坂御所は明宮殿下の御常住の所と定められ、隨つて其所を花御殿と稱せらるゝことゝ爲れり。之に關する文書を次に掲ぐ。

明治二十二年二月十五日より赤坂離宮内の明宮御住所を花御殿と稱することゝなれり、其の前後の文書次の如し。

(一)　御移轉前

明治二十二年一月明宮は養育主任曾我祐準より内事課長櫻井能監へ差出したる書面如左。

一、今般宮城へ御引移被爲在候ニ付右御引移之後明宮殿下赤坂御所へ御引移被爲遊候事ニ御内定相成候ニ付テハ同殿下今度靜岡縣下豆州熱海へ御旅行中御物其外一切同御所へ移轉致置御歸京之節ハ直ニ同御所へ還御被爲遊候筈ニ有之候間夫々御達方可然御取計有之度此段申進候也

(二)　御所の名稱

一、明宮殿下來ル二十三日赤坂離宮へ御移轉被遊且右御住居區域内ヲ自今花御殿ト稱セラレ候條此段爲御心得申入候也

明治二十二年二月十五日

内事課長

皇族別當又ハ家令

追テ殿下ニハ當日靜岡縣下豆州熱海ヨリ御歸京直ニ御引移ノ筈ニ有之御留守御殿詰之輩ハ總テ本月十七日ヲ以テ移轉候間此段申添候也

(三)　立太子後の御所の名稱

以上の如く明宮殿下御常住の御殿を花御殿と稱せらるゝことに定まりたるが、明治二十二年十一月三日に明宮殿下に對し立太子宣下ありしに依り、左記の通り立見近衞參謀長より櫻井宮内省内事課長へ照會を發せり。

一、本年二月十六日官報宮廷錄事中赤坂離宮内ニ於テ區域ヲ限リ明宮御住所ト定メ花御殿ト稱セラレ候旨登載有之且宮内省内事課甲第一〇五號ヲ以テ明宮殿下赤坂離宮へ御移轉ニ付御住居ヲ自今花御殿ト稱セラレ候旨御通牒之趣モ有之候處立太子宣下ノ上ハ該御殿ヲ東宮御所ト定メラレ候由傳聞致候就テハ自今東宮御所ト稱號候テ可然哉宮廷錄事等ニモ相見エ不申候ニ付一應及御問合候何分ノ御答相成度此段及御照會候也

明治二十二年十一月十九日　近衛參謀長　立見尚文

宮内省内事課長　櫻井能監殿

是に於いて、内事課に於いては精査の上左記の通りの伺書を差出し指令を仰ぎたり。

一、皇太子殿下御住所之儀是迄花御殿ト稱セラレ候處今後東宮御所ト稱シ可然哉ノ旨近衛參謀長ヨリ照會ニ付取調候處皇太子殿下御住所ヲ東宮御所ト稱セシ御先例有之候儀ニ付自今赤坂離宮中ヘ東宮御所ヲ置カレ候旨省中御達按並官報々告按及近衛回答按ヲ具シ此段相伺候也（諸文案は省略）

是に於いて、内事課長の原案通り伺濟となりたる結果、宮内大臣より各部局へ左の如き通達ありたり。

赤坂離宮中ニ東宮御所ヲ置カル

右相達ス　各部局長

明治二十二年十二月二日

以上の通達に附隨して次の文句ありたるなり。

但殿下御住居花御殿ノ名稱ハ從前ノ通据置カレ候旨御沙汰相成候事

(四)　東宮御所の名稱に關する調査

其向に於いて調査せし名稱の先例に關すること次の如し。

掃散集ト云ヘル書物ハ寶永二年ヨリ同八年迄ノ日記ニシテ其書中ニ東宮御所ト稱セル記事アリ左ニ抄出ス

一、寶永五戊子年三月ノ日記中ニ

一、八日内裏炎上　京都大火

火之元油小路姉小路下ル西側北ヨリ二軒目兩替師伊勢屋市兵衛

今八日午半刻出火翌九日申ノ下刻火留ル

禁裏　東山院

仙洞　靈元院

東宮　中御門院

女院　新上西門院

中宮　承秋門院　御故障之時御下ル御里御殿

大准后　敬法門院

右之御所炎上

一、同年四月之日記中ニ

一、三十日

院御所東宮御所御手傳

京極若狭守　六萬三千石　讃州丸亀
木下肥後守　三萬三千石　備中蘆森
池用内匠守　二萬五千石　備前新田

前記日記に東宮御所なる名稱あるを知る。尚ほ左記の通り諸書中にも數多の先例あり。

東宮御所ト稱シ奉ル先例

抜萃　非藏人之部
抜萃トハ書名也
議奏役所々藏書類

享保十三年十月二十三日東宮御所江御屋　從非書六人
同年十二月二十一日東宮御所江御屋　從非書八人
同十八年十二月廿二日東宮御所江御屋八人
同十九年十二月十三日東宮御所御取置ニ付御屋八人

中御門帝御代
東宮ハ櫻町帝也

小佐沼光文記　外題東宮様御用雜記

小佐沼ハ禁中取次
東宮御用掛也官ハ
石見守

天保十二年六月
從
東宮御所嘉祥末被下候旨被　仰出候此段御申上可被成候右ニ付來十三日
禁中御賄所江向印形持參御家來御差出御申出被成候仍申入候以上

六月十日　小佐沼石見守
三條大納言様
雜掌御中
萬里小路按察使様
雜掌御中

天保十三年二月
請取申銀子之事
大樹様ヨリ　常是包
一白銀五十枚
右大將様ヨリ　常是包
一白銀三拾枚
秦姫君様ヨリ　常是包
一白銀三拾枚
右之通　秦姫君様御入輿御祝儀
東宮御所江被爲進慥ニ請取申處如件
天保十三年壬寅年二月二日

小堀主税殿　　小佐沼石見守

天保十四年二月
請取申銀子之事
大樹様ヨリ　　常是包
一白銀五十枚
右大將様ヨリ　　常是包
一白銀五拾枚
右之通爲年頭御祝儀
東宮御所江被爲進慥ニ請取申處如件
天保十四癸卯年二月十四日

小堀勝太郎殿　　東辻修理權亮

同年七月五日
中元御祝儀御醫中江御向ニテ被下申之書御賄頭江打合之上今日御附衆

江差出如左
東宮御所ヨリ中元御祝儀
御醫中江被下
銀五枚　　御匙壹人
金五百疋　　六人
金三百疋　　六人
右之通御向江差上候樣奥ヨリ被　仰出候
東宮御所御用掛
渡邊隱岐守
小佐沼石見守

同年十二月四日
酒井若狹守樣御條口切ニ付被爲召候間明五日巳刻出門ニテ
東宮御所へ參上被致候旨被申越候段御附衆ヨリ申來勘使中詰修理職仕
丁頭六門番人等江申渡
勘解由小路前權大納言質善日記
天保十五年二月廿四日

資生祖父ナリ

禁中女院東宮等御有卦入ニ付献上物之事來月一日可有献上但於東宮者文化十年度之通可心得議奏ナリ

三御所ハ禁中女院東宮ナリ

權中納言被申渡候尤三御所共來月一日ニ可献上旨ニ候右之儀近習小番御免之御一列江御申傳有之被示候仍申入候他

二月十八日　建通

右之通被示候仍申入候

同日　通知

萬里小路殿

資生日記

天保十五年三月十二日　基豐

東宮御元服日時來二十七日卯刻御治定之者議奏ナリ左兵衛督被申渡候

御所ト稱セヌニ依リ特書ス

兩三日中御所々々准后等江可有參賀候尤小番末勤親族中江も可示傳之旨同卿被示候仍申入候也

三月十一日　建通

右之通被示(下略)

東宮御所ト書記セル類數多可有之候へ共是數條ニテ證據ト可相成ト最早贅書セス

月　日

第四章　霞關離宮

第一節　沿革

霞關離宮は東京市麹町區霞ヶ關に在り。元有栖川宮邸にして、明治十四年一月、其の新築の儀宮内省より工部省に依囑し、同年二月起工、同十七年七月竣工せるものにして、以降有栖川宮邸として多少の變遷あり。同三十一年二月に至り、宮内省に於いて之を買上げしが尚ほ暫く宮家に於いて保管せられたり。後三十七年二月愈々宮家より宮内省へ土地建物全部の引渡ありたり。是に於いて同月十三日宮内省告示第八號を以て

東京市麹町區霞關一丁目元有栖川宮邸ヲ離宮ト定メ霞關離宮ト稱セラル

と告示されたり。

是より先明治八年七月東京府下第二大區第一小區裏霞ヶ關一丁目二番地佐賀縣士族副島種臣邸一萬千九十三坪の場所を有栖川宮邸宅として相對示談を以て金貳萬五千圓にて買上げられ、同年八月二十八日芝濱崎町二丁目より有栖川二品宮儀今回御買上の邸宅へ移られたり。

明治十三年二月有栖川宮御附より宮御邸多くの破損所生じ、到底修繕のみに依りがた

しとて、各御座所向御改造の儀を宮内卿へ願出ありたり。

是に於いて同年二月十日宮内卿より書面にて願之趣聞屆建築其他室内裝飾及庭作等一切の費額金七萬圓を以て支辨可致事と指令ありたり。依りて明治十三年八月十三日御殿向其の外御新築に付舊御殿取毀に着手したり。

明治十四年一月御新築の儀を宮内省より工部省へ依頼し工部省營繕局に於いては直ちに準備に着手したり。

第二節　有栖川宮御邸としての建築

御邸の西洋館は工部大學校教師工部省御雇英國人ゼー、コンドルの設計監督にして、現場主任は工部技手石川正員なりき。明治十四年二月十六日起工、同十七年七月一日竣工せり。

其精算高等次の如し

一金四拾七萬〇八百五拾九圓參拾九錢四厘

内

金拾九萬四千百貳拾四圓參拾貳錢五厘　裝飾費

差引

金貳拾七萬六千七百參拾五圓〇六錢九厘　建築費

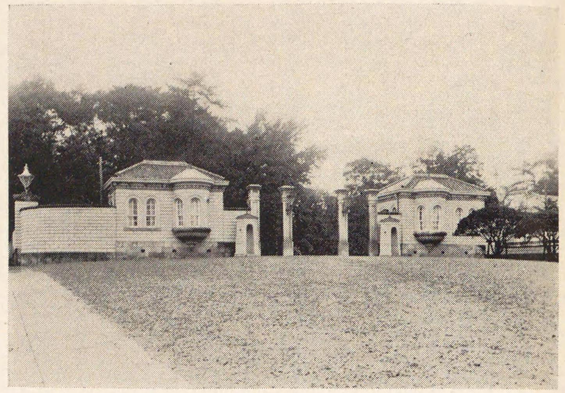

第五十六圖　霞關離宮正門

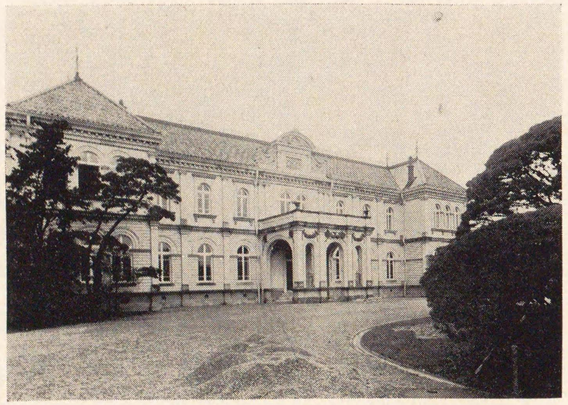

第五十七圖　霞關離宮御殿外觀

建坪四百五十九坪一合一勺一才

軒高略）二階建煉瓦石造内外壁塗天井屋根方形造桟瓦葺

建坪百十七坪四合九勺八才　煉瓦石蔵及渡廊下共二階建門番所厨房平家煉瓦石造屋根桟瓦葺

建坪七百六十二坪三合三勺　木造平家居間向表座敷廣敷所長局向其他共屋根桟瓦葺

裝飾品は總て外國へ注文せり其金高は次の如し

金貳千參百六拾圓九拾四錢八厘

銀貨拾五萬貳千五百八拾九圓參拾五錢

此紙幣金拾九萬四千九拾參圓五厘

第三節　離宮としての規模

明治三十七年離宮となりたる後は自然建坪等大に擴張されたること勿論なり今構造等の概略を左に記さん

敷地坪數　一三、九七五、〇〇〇坪

建坪延坪數　二、三〇八、一八〇

本館　一、六八五、一七〇

附屬舍　六、二三〇、一一〇

建坪一坪に對する敷地坪數　六、〇強

宮殿は洋風煉瓦造二階建と和風木造平家建(一部二階建)とより成り、洋館は一階御車寄、玄關廣間二室、客室二室、舞踏室、食堂、四室及び私室數室其の他より成り、二階は廣間二室、客室二室及び十數室の私室、其の他より成る。

屋根は寄棟造棧瓦葺にして一部銅板葺とす。外部は漆喰塗にして其の上をペンキ塗とせり。

內部床は一階の表廣間、客室、舞踏室、表食堂等は寄木張、其の他各室內及び二階各室內は絨毯敷とし、浴室及び便所はタイル張又はリノリウム敷、縁側及び露臺は石敷なり。天井は總て漆喰塗にして、各々其の室に應じたる裝飾を施せり。周壁及び間仕切は漆喰塗、壁紙又は織物張付とし、主要なる各室は何れも煖爐を設け、大理石前飾又は大鏡を取付く。建具は出入口唐戸窓硝子戸を立つ。

日本館は各事務室、常侍官室及び御座所より成る。

屋根は入母屋造又は四注造にして、大半棧瓦葺一部銅板葺とす。

外部は御車寄軒大斗肘木蟇股を用ひ、同所附近柱上部舟肘木を用ひ、柱間彫子下見張とし、上部白漆喰塗其の他各所柱間總て彫子下見張とす。

內部公用室、常侍官室等の室內は、絨毯敷或はリノリウム敷、又一部は疊敷にして、廊下は多く帆木綿敷又はリノリウム敷とし、私室は疊敷とす。天井は多く猿頰又は棹縁天井にして御座所其の他一部に白無地張付天井を用ふ。周壁及び間仕切壁の多くは土壁にして一部張付壁とし、長押要所には菊文樣其の他釘隱を打つ。建具は間仕切には無地襖を、出入口には硝子障子又は紙張明障子を、廊下には杉戸又は舞良戸帶戸等を用ひ、縁側窓等には硝子戸を立つ。

第四節　敷地內の概況

霞ヶ關離宮は麴町區霞關町の高阜に在り。敷地々形は略正方形に近く、東南面は外務省に隣接し、其の他三方は道路に面す。

正門を南隅の裏霞關町通りに設け、通用門を東北の霞ヶ關町通りに設く。敷地の中央部に洋館あり。其の東北に日本館あり。廊下を以て接續す。周圍は繞らすに煉瓦塀及び土塀を以てす。而して構內を大別して五區となす。

(一)　第一區

正門より洋館車寄及び日本館玄關に至る迄は廣場にして、所々に芝生を劃し、多行松其の他の常盤木を植う、正門に近く衞兵舍、馬繫等の建物あり。鐵柵を以て內庭と境す。

(二)　第二區

第二區を內庭となす。西南の大部分を占めて洋館に面す。南北に亙りて庭池を設け、中央附近に擬寶珠、勾欄付木橋、其の他二三の石橋及び木橋を架す。池畔奇石を布置し、花卉を植ゑ又藤棚を設く。池を隔てゝ築山あり。老樹密生す。其の間所々に石燈籠、石塔、

石碑等を配す。其の背面は一帶の廣き芝生にして一部にテニスコートあり。洋館西方の庭の中門を入れば日本館前面の小庭にして、傍ら一部に梅園あり。建仁寺垣を以て第四區と限る。

(三)　第三區

第三區は日本館西北部の區域にして、果樹類多く又土藏、唐室、養樹畑あり。又內玄關近くに附屬舍あり。

(四)　第四區

東方の一部にして木柵土塀を以て圍み、內に廐舍、車庫、車馬係詰所其の他數棟の建物あり。

(五)　第五區

通用門を入りたる敷地にして、東北部の長方形を爲せる區域なり。通用門脇に警手詰所及び消毒所を置き、北隅の一廓は離宮詰員の官舍にして、板塀を以て圍む。東北に職工溜、塵芥捨場等を設く。

第五章　函根離宮

第一節　概說

函根離宮は神奈川縣足柄下郡箱根町に在り。明治十八年一月其の敷地を買收し、同年三月宮殿建營の工を起し、翌十九年七月竣成す。

離宮地の大半は、肥田籌一郎所有民有山林及び宅地にして、一部は官有山林に屬せしものなり。

明治十七年九月四日宮內省より神奈川縣に對し、足柄下郡元箱根村並に箱根宿民有地十八點合反別十四町六反六畝二十八步、同郡箱根宿官有地七點合反別四反九畝二十八步を第一種皇室地附屬地に編入の件に關し、差支有無の照會を發せり。

同十月一日差支無き旨回答あり。

同十七年十月三十一日肥田籌一郎所有山林宅地等の面積合計四萬九千三百九十一坪四合五勺の地を御避暑幷に御避病の地として買上げ、皇宮地附屬地に編入、離宮建築の件伺立案せり。即ち左の如し。

東京府士族　肥田籌一郎所有

一、神奈川縣下相模國足柄下郡箱根宿字吾妻嶽七番山
一、同縣同國同郡同宿字新谷町宅地並山林
一、同縣同國同郡元箱根村字堂ケ島山林
　但別紙繪圖面の通合面積四萬九千三百九十一坪四合五勺

右箱根堂ケ島ハ箱根山中湖水ニ斗出シタル半島ノ地ニテ空氣清涼御避暑所等ヲ設クルニ至極之土地ニ有之且東京府ニ傳染病流行之際皇室ノ御方々御避病ニ適當ノ場所ト存候間此際御買上之上皇室地附屬地ニ編入致シ兼テ離宮御建築相成候テ可然ト奉存候就テハ御建築圖面ハ追々取調可奉伺候事

但御建築ノ上ハ　御座所ヲ除クノ外ハ皇族方並大臣參議及外國貴客公使等ヘハ拜借御差許相成度奉存候事

右伺に對して御決裁の月日は不明なるが、終に翌十八年三月に至り御殿以下建築工事に着手し得ることゝ爲り其の掛員を定められ着々工事は進行せられたり。掛員は左の如し。

宮内省御用掛　肥田濱五郎
建築工事掛長　藤本　壽吉
御用掛

建築掛　宮内六等屬　村山幸次郎

當時本省長官は宮内卿伊藤博文なりき。

斯くて工部大學校第二回の卒業生たりし藤本壽吉は洋館建築の設計及び監督を擔當し、無事竣工せしめたり。

建築費　拾貳萬四千四百七拾六圓五拾參錢四厘（外に裝飾費あり）

竣工期　明治十九年七月

第二節　離宮の規模

竣工當時の建物は左の如し。

(イ) 洋館
(ロ) 日本館
(ハ) 御馬場臣下控所
(ニ) 御湯沸所
(ホ) 屋下調理所
(ヘ) 便所
(ト) 兵舎
(チ) 哨舎　（大正九年五月二十一日腐朽取解）

(リ) 馭者部屋
(ヌ) 官舎
(ル) 浴室　(大正八年改築)
(ヲ) 廐舎
(ワ) 哨兵舎　(大正年間取解)
(カ) 兵舎　(明治三十年大破取解)
(ヨ) 物置　(明治三十年腐朽取解)

明治二十九年六月御膳水井戸屋形新築着手同七月竣成。

第三節　建築及び新築費

竣工當時に於ける土地面積及び建坪等は次の如し。

一、地坪　五萬三千九百十七坪六合八勺
一、建坪　千百十九坪二合一勺

内

西洋造本館　階上二百八十一坪七合九勺六才　階下同上
日本造本館　平家三百五十七坪八合六勺三才
同雜棟　同　九十五坪八合二勺八才

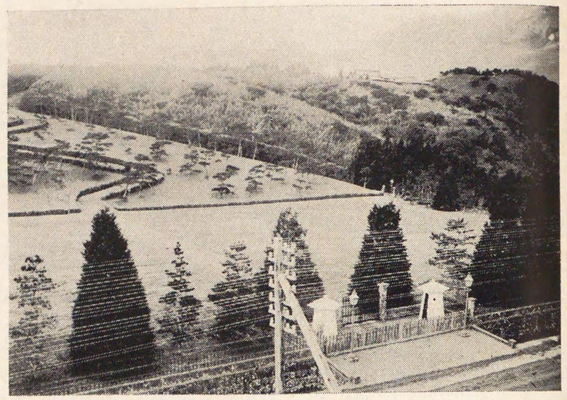

第五十八圖　函根離宮正門

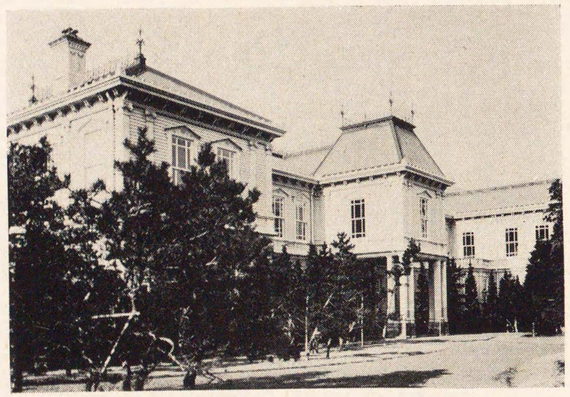

第五十九圖　函根離宮御殿洋館外部

一、建築豫算額　拾參萬〇參百六拾七圓五拾參錢四厘

一、精算額　拾貳萬八千參百六拾五圓九拾參錢六厘

內

金七千八百七拾九圓七拾八錢六厘	土工費
金貳千九百四拾五圓貳拾錢貳厘	石垣鐵柵費
金參萬〇七百六拾八圓八拾六錢九厘	日本館建築費
金貳千參百九拾八圓八拾四錢參厘	附屬家建築費
金六萬六千八百七拾參圓九拾五錢	西洋館建築費
金千百九拾九圓五拾五錢五厘	庭園費
金五拾五圓八拾五錢	死傷手當
金七百拾五圓七拾壹錢四厘	竹苅費
金參千六百七圓七拾四錢四厘	雜費
金千五百五拾壹圓五拾錢參厘	事務所費
金參千參百五拾七圓貳拾八錢八厘	裝飾費

以下豫算外工事

金百〇七圓八拾四錢七厘	御湯沸所
金貳拾貳圓〇六厘	不淨取捨所

金千五百拾八圓七拾七錢八厘
金參百七拾九圓參拾壹錢四厘
金六拾八圓四拾參錢參厘
金百四拾六圓貳拾壹錢八厘
金三千〇六拾六圓四拾五錢壹厘
金六拾八圓壹錢貳厘
金四百拾貳圓七拾四錢參厘
金五百九拾五圓九拾九錢貳厘
金百參拾壹圓七拾七錢參厘
金貳百拾圓貳拾八錢八厘
金四拾貳圓五拾四錢五厘
金七拾壹圓八拾貳錢八厘
金四拾貳圓六拾六錢五厘
金五拾四圓八拾參錢八厘
金七拾貳圓九拾壹錢壹厘
金貳千〇〇壹圓五拾九錢八厘

內庭諸門塀
（下水道土管御影砂利等）
御飯焚其他竈
（緞張敷紙鎭子簾其外）
洋館前鐵柵鐵門
兩館渡廊下
山上哨兵舍
山下哨兵舍
御馬場控所
洋館前土管
（御馬場控所板塀）
堀割木柵
御馬場外繫
南久保通用門
山上物置厠等
返納高

第四節　本館建築現況

第一　西洋館

構造　洋風木造二階建

樣式　復興式

屋根　スレート葺棟飾付

但御車寄及び西南角家はマンサード屋根、臣下御車寄は鐵板瓦棒葺丸屋根、東北入隅之角家は同葺き陸屋根、其の他は全部寄棟造り、日本館取合廊下は波形鐵板屋根にして、各棟飾り親柱を避雷針に兼用す。

外部　腰廻り石積に風窓面鐵嵌め、軸部は英吉利下見張り（下見板化粧面取り）各々要所に階上はアイオニック、階下はタスカン片蓋柱を立て、軒及び胴蛇腹取設け（軒蛇腹は吹寄持送及軒飾付）階下窓は額縁を廻はし、階上窓はペディメント及柱形取付窓台下透し彫とし、何れも上下硝子戸嵌込み。

但、濡縁出入口及び窓はフレンチ、ゲースメントとす。

御車寄は地盤コンクリート叩き各隅タスカン二連柱を建て格天井とし、石階段にて御玄關に通じ、左右柱に各々一箇のブラチット（石油燈）を設く。

臣下車寄は石階段にて、上り床石敷き格天井とす。同所階上は濡縁にして、床板張り格天井となし。三方手摺及び手摺子を以てアイオニック角柱を連結す。背面濡縁は四半石敷き格天井とし、縁先にタスカン圓柱列を立て、石階段にて前庭に通ず。同所階上濡縁は床板張り格天井アイオニック圓柱列を立て、手摺及び手摺子を以て連結す。

外部木部は凡て水色ペンキ塗とす。

内部　階下御玄關及び廣間階段室は、床寄木張り、沿道絨毯敷とし、御玄關は壁漆喰塗、廣間及階段室は壁紙張にして、何れも天井は白漆喰塗中心飾及び天井蛇腹を設け、「シャンデリア」取付、窓及び濡縁出入口は「カーテン」を吊付け、廣間と階段室境は上部に三つの迫持を架し、コリンシャン角柱（バニス塗）を受けしむ。階段は木造にして中央部に絨毯を敷き、親柱及び手摺子等彫刻又は繰形を施して裝飾し、第一踊場以上の壁面に腰羽目を設く。木部は凡てバニス塗とす。

玄關の左右の廊下は、床に薄縁敷き（元絨毯を敷きたるものゝ如し）、壁及び天井は白漆喰塗り、天井、蛇腹及び中心飾を設け、シャンデリアを取付け、各窓にカーテンを吊付く。此の廊下に接する各室は、出入口に唐戸を立て、床は絨毯敷き、壁は紙張り、天井は漆喰塗り、天井蛇腹及び中心飾を設け、シャンデリア取付、濡縁出口に腰付硝子を立て、カーテンを吊付く。

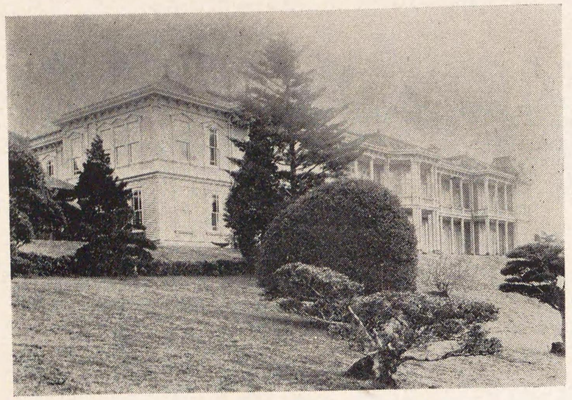

第六十圖　函根離宮御殿洋館背面

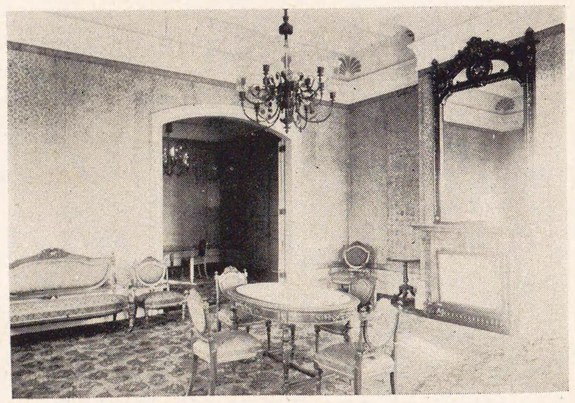

第六十一圖　函根離宮御殿洋館内部

但、西南隅の二室及ひ西北隅二室に煖爐各々一ケ所を設け、大理石造前飾及び上部に大鏡を取付、窓にカーテンボックスあり。

最南端の便所は、床にリノリウム敷き腰羽目張り天井及び壁漆喰塗とし、プラッケットを取設く。

東北折曲部分に屬する各室は、出入口に腰付硝子戸を立て、床には帆木綿敷き、天井及び壁は前項に準ず。

最も東端の一室は、壁は漆喰塗り、床は板張りとす。同所便所及び手洗場床リノリウムを敷き、壁は漆喰塗り、便所は腰羽目張り。

階上　廊下、床には絨毯を敷き、壁張付大巾木を打廻し、窓臺下をパネルとなし、窓及び入口、額縁、唐戸等の木部は、凡て水色ペンキ塗りにして、繰形適所は金ニス塗り、天井、漆喰塗りとし、天井蛇腹及び中心飾を設け、シャンデリア取付け、各々窓カーテンを吊付く。

階上　各室は床及び天井、壁は、廊下に同じく、天井、蛇腹及び中心飾等は豐富なる模様彫刻を施し、各窓にカーテンボックスを取付け、階下相當の各室に煖爐を設け、大理石造り前飾及び大鏡を取付く。

但、階段室は、床は寄木張り、沿道は絨毯敷となし、各々要所はコリンシアン圓柱を立て、濡縁及び廊下境に各々三ケの圓窓を設け、其の他前同斷。

東北曲折部の廊下及び各室は、天井、蛇腹の模様や彫刻を廢し、木部金ニス塗り及びカ

ーテンボックスを用ひず、其の他は本項に準ず。

日本館取合廊下　本館東北端にある平家建にして(外部は前同斷下見板張り)屋根裏、天井、柱間、素木、羽目板張り、轉床とし、木の階段にて本館に通ず。

其の他　洋風本館のシャンデリア及びブラッケットは、石油ランプ又は蠟燭を使用し、電燈及び水道の設備無し。

第二　日本館

構造　總て和風木造平家建なり。

(一)　第一區、御座所廻り

屋根　柿板葺入母屋破風造り獅子口付妻飾金物(御紋章付き)及び木連格子懸魚付棟に避雷針二ヶ所取設け。

外部　南西、西北、北東側軒先二重榀、西北及東南側雨戸立て、内法長押付腰廻全部風窓を設け、其の他は簷子下見板張り、雨落縁石を廻し玉砂利を敷く。

但、御湯殿は屋根柿板葺寄棟造りにして、西側雨戸及び硝子戸を立て、外部に手摺を付け、簀の子縁を設け、北側の窓には木格子付吊板戸及び硝子戸を建つ。

内部　縁側　切目縁、勾欄付、外部は木階段にて前庭に通ず。

内法及び切目長押付、六葉又は唄打各所戸袋蓋は飾金物打兩開板戸立てなり。

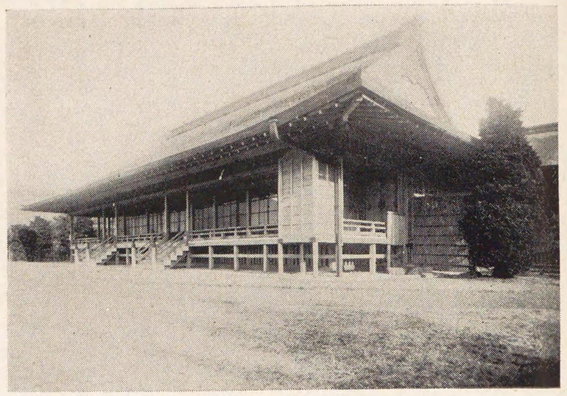

第六十二圖　函根離宮御殿日本館外部

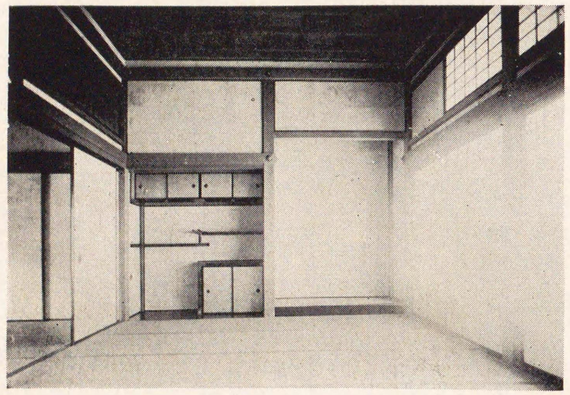

第六十三圖　函根離宮御殿日本館内部

入側　床は疊敷き、猿頬天井、内法及び天井長押付、縁側境黒漆塗框、硝子戸、欄間、木格子付、同上硝子戸を立て、小壁其の他は白地金色模様を張付け、中仕切に竹の節を設け、杉戸を立つ。

廊下　床及び天井張付等は前同斷。又東側に前同斷の中仕切及び硝子戸を立つ。

聖上御座所　平格天井、床は疊敷き、内法及び天井長押六葉打蟻壁付、次之間の境に筬欄間あり。間仕切襖出入口は、紙張障子を立て、襖及び障子は腰小壁張付は、白地金色の龍丸模様あり。床（トコ）の間は同上張付、花鳥紋の織物を敷き、違棚及び袋棚は地袋付、各棚板飾は金物打金箔無地の小襖を立て床（ユカ）は板敷とす。

次之間　御座所と同斷。

但、床（トコ）間及違棚等を設けず。

皇后宮御座所は聖上御座所と同じ。

但、張付及び襖は白地金色の花鳥模様、小襖は雲形金砂子蒔とす。

各次之間は前同斷。

但、床（トコ）及び違棚等を設けず。

各御廁　床前同斷猿頬天井内法及び天井長押付、柱間檜羽目板張り。各出入口舞良戸を立つ。

各々押入　床板張り、猿頬天井羽目板張り、棚を設け、入口に襖を立つ。

御湯殿　各御拭所は疊敷き、棹縁天井、内法は長押付き、柱間は白鳥の子低張り、各御流場は床板張り、天井及び長押前同斷にして、柱間檜羽目板張り、各仕切は腰高紙障子を立つ。

但、各室共、大正九年四月現在は、疊を棄却して、毫も用ひず。以下同斷。

(二)　第二區、侍從候所及び物置廻り

屋根　入母屋造り柿板葺獅子口付妻飾金物及び木連格子懸魚付棟に避雷針一ヶ所を設け、東側に柿板葺き霧除庇を設く。

外部　北西側に一通りの窓を設け、板戸及び硝子戸を立て、其の他は彫子下見板張り、東南の縁側先は、雨戸を立つ。

内部　通御廊下　内法及び天井長押付、柱間は檜羽目板張り、床は絨毯敷き、猿頰天井。

但、洋館取合廊下は、唐破風型輪極を用ひたる化粧屋根裏を現はし、内法長押付其の他前同斷にして仕切杉戸を立つ。

縁側　榑縁、棹縁、天井、柱間、目板打、羽目板張り。

間内　侍從候所は、床は疊を敷き、棹縁天井、柱間は前同斷に羽目板張り、其の他の物置は床板張りの外前同斷。

(三)　第三區、女官部屋廻り

屋根　寄棟造り、柿葺、避雷針二ヶ所を設く。

外部　中坪側に上下二通の窓を設け、木格子付板戸及び硝子戸を嵌め、北側は雨戸を立て、全部風窓格子付、其の他は墨澁塗彫子下見張とす。

内部　廊下　床は疊敷き、棹縁天井内法長押付、柱間目板打、羽目板張り。北側の榑縁は屋根裏を露はす。

各間内　床疊敷、棹縁、天井、出入口は紙張障子を立て、間仕切は襖を立て、南側の各室は柱間白張付、北側各室及び東端各御物置は柱間前同斷にて羽目板張り。

各浴室及び便所　床板張りにて棹縁、天井、柱間は羽目板張り、便所は出入口に板戸を立て窓は木格子付きにて板戸及び硝子戸を立て、浴室は窓木格子付きにて出入口共紙張障子を立つ。

(四)　第四區、御清所及事務室廻り

屋根　前同

外部　前同

内外　廊下　御清所附近は床に帆木綿を敷き、棹縁天井、内法長押付、西北側に二通の窓を取り、木格子及び硝子戸板戸を立て、柱間羽目板張り、事務所附近は雨戸を立て、床板張り長押を用ひず。其の他同上にして兩者の間には仕切、大板戸を吊込み、侍從所への渡廊下は屋根裏、天井、柱間、羽目板張り、床板張り、窓は板戸を立つ。

但、從來渡廊下は元塀なりしを模樣替したるものゝ如し。

御清所　床板張り、天井及び長押、柱間等は前の廊下に同じ。

但、附近の二室は床は疊敷きなり。

事務所　各室共疊敷(現に殘存す)にて其の他は前同斷。

但、長押を用ひず。

(五)　第五區、調理所

屋根　第四區と同斷棟續きにして、同葺二重屋根を設く。

外部　南西の窓は木格子付きにて硝子戸及び板戸を立て、出入口は板戸及び腰高紙張障子を立て、東北の窓は板戸及び紙張障子を嵌込み、其の他は風窓及び墨澁塗彫子下見張りとす。

內部　廊下　床は板張り、棹緣天井、柱間は羽目板張りなり。

間內　羽目板を以て三室に區分し、何れも小屋裏大井轉床は板張り、柱間は前同斷にして、流し場及び石造竈を各二ヶ所設く。

但、東端の一室は土間にして、一部は疊敷きなり。同所より洋館渡廊下は屋根は鐵板瓦棒葺き、腰廻りの一部は墨澁塗彫子下見張りなり。內部屋根裏、天井の一部轉床張り。同所腰羽目板張り、一部は土間吹拔きとす。

大正六年十二月官舍へ電燈を布設せり。其の他の箇所には電燈の設備なし。

第六章　武庫離宮

第一節　概說

武庫離宮は兵庫縣神戸市の西部須磨町に在り。明治時代新築の和式宮殿としては、規模最も大にして、且整備せるものゝ最後の建築なり。卽ち明治四十五年五月二十日起工にして、竣工は大正三年十二月二十五日にして工費は金貳拾貳萬七千參百貳拾四圓七拾五錢四厘なりき。

敷地は元大谷光瑞の別邸其の他の地にして、明治四十年以降順次買收せしものなり。

同年三月渡邊御料局長より片山內匠頭への最初の照會文は左の如し。

一、今回買收方取計候左記ノ土地並ニ建物ハ貴寮ノ管理ニ移サレ候ニ付、及引繼候條實地等ハ便宜當局京都事務所ヨリ御受領相成候樣致度此段申進候也。

追テ本文實地ノ日時等ハ京都事務所ヘ御打合相成度、且又御受領濟ノ上ハ領收證御回付相成度此段申添候也。

斯くて最初は之を須磨御用邸と稱せしなり。

武庫離宮の廣袤は、東西三百七十九間四分八厘、南北三百間七分七厘面積六萬二千八百

六十坪七合四勺あり。總て普通御料地なり。外に北方凡六丁餘に水源地敷地七百三十七坪あり。これ亦普通御料地なり。

建物は總延坪にて千五百坪七合六勺三才、建坪にて千三百五十八坪二合一勺六才あり。其の種別左の如し。

一、構造別		
木造	一、四一七、一七三坪	
煉瓦造	二〇、〇〇〇	
鐵骨造	六二、三九二	
鐵筋混凝土造	一、一九八	
二、用途別		
御殿	九〇二、八八七	
附屬建物	五九七、八七六	
三、層別		
初層	一、三五八、二一六	
二層	一四二、五四七	

離宮地は所謂須磨御料地の一部にして、東西の一部僅かに民有地に接し、他は總て帝室林野管理局主管御料地に續き東西より西北に亘り道路離宮内を通じ、宮殿地と廐舍地に分つ。

須磨の西方、山海相迫る所は一の谷にして、北方には鷹取山の後方に鐵枴ヶ峯、鉢伏山聳え、東南は卽ち海濱なり。

氣候は極めて溫暖にして當地方全年の平均溫度は全國の平均溫度に合致す。

鐵道省山陽線及び神戸明石間を通ずる兵庫電氣軌道株式會社の電車、離宮の東南を走り、東京を距る鐵路三百七十八哩一分にして、東海道線終驛神戸より更に山陽線に依り須磨驛にて下車、離宮は其の東北凡十五町にあり。

第二節　建物概況

御殿の建坪は九百二坪八合八勺七才にして、初層は八百二十坪三合四勺、二層は百四十二坪五合四勺七才なり。

構造　木造にして御座所を二階建とし、其の他は平家建なり。御車寄、受付之間、謁見所、御座所、調理所並に臣下詰所等より成る。

屋根　御車寄、唐破風、銅板葺、懸魚付、受付之間、千鳥破風入母屋造妻飾木連格子懸魚付謁見所入母屋造棧瓦葺懸魚隱付御座所入母屋造銅板瓦棒葺妻飾木連格子懸魚付其他總て方形造棧瓦葺

外部　御車寄料栱蟇股付受附之間内法下柱間蔀戸内法上白漆喰壁化粧貫付謁見所御座

所舟肘木付柱間內法上蟇子下見內法上白漆喰壁化粧貫付其他內法下蟇子下見內法上白漆喰塗

內部　受附之間應接室附近の床は寄木張絨毯敷又はリノリウム敷とし、天井、猿頰の一部は棹縁天井を用ひ、間仕切及び周壁は白漆喰塗とし、長押金鍍金唐草文樣毛彫六葉釘隱を打ち、建具間界は白無地鳥の子襖を用ひ、出入口窓等は硝子障子を用ふ。

謁見所は上之間次之間二室より成り、上之間には床の間、違棚を設け、南北二方入側を廻らし、入側外切目縁を設く、床は間內絨毯敷入側寄木張とし、天井は間內折上小組格天井、入側猿頰天井とす。周壁張付及び間仕切襖には、室內極彩色の甲冑武具の裝飾畫を描き、入側面には雲文金砂子蒔き切箔を置き、裝飾花鳥文樣を描く。長押には金鍍金唐草文樣毛彫六葉釘隱を打ち、違棚の要所は同斷にて飾金具を打つ。建具袋戸小襖極彩色柳櫻の裝飾畫を描き、入側界は紙張明障子を立て書院上部花狹間、欄間は障子を、緣側界は硝子障子を入側廊下界には杉戸を立て、極彩色唐獅子牡丹を描く。下村觀山の筆なり。

御座所は二階建にして、一階御座所は上之間、次之間其の他三室、外に廣間あり。御座所上之間及び廣間には床棚飾を設け、東南西の三方には入側を廻らし、入側に外緣側を設け、外に御湯殿、御厠附屬す。床は廣間及び御厠は絨毯敷とし、其の他は總て疊敷なり。天井は總て猿頰天井とし、周壁は白無地張付とし、長押には六葉釘隱を打ち、建具間界は

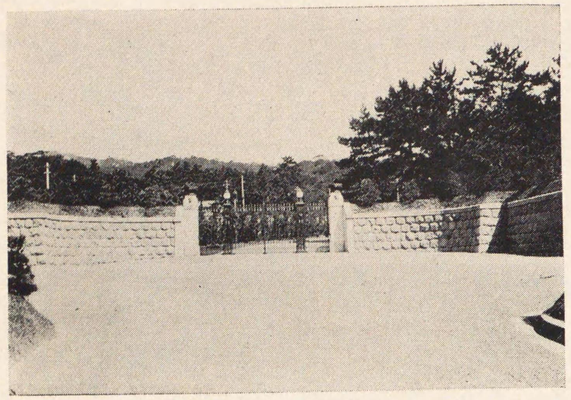

第六十四圖　武庫離宮正門

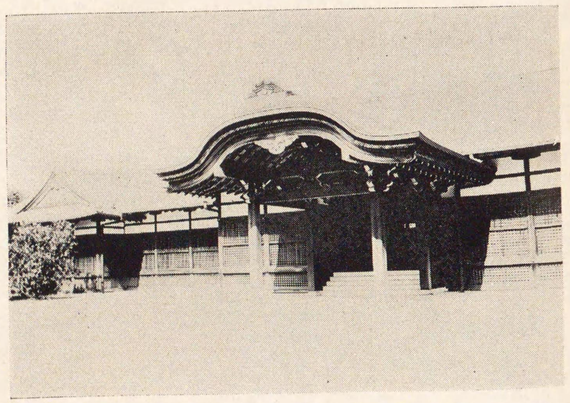

第六十五圖　武庫離宮御殿御車寄

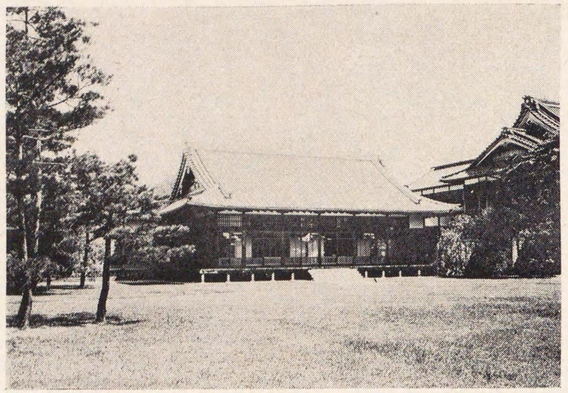

第六十六圖　武庫離宮御殿外部

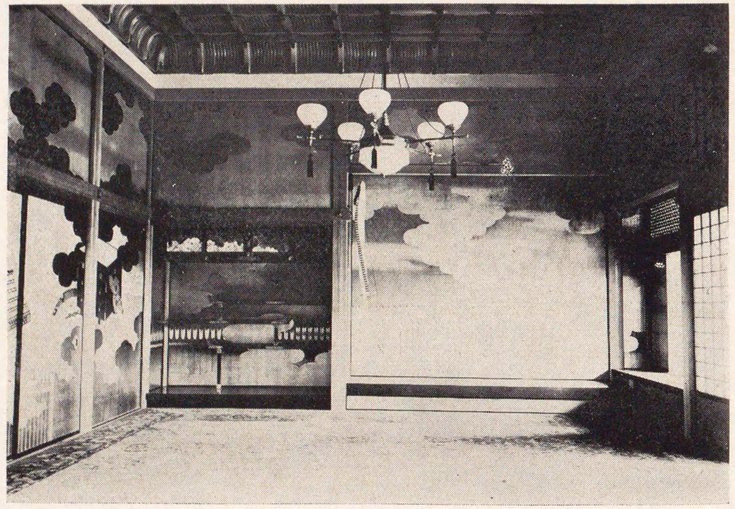

第六十七圖　武庫離宮御殿內部

白無地鳥の子襖を、入側界は紙張明障子、縁界は硝子障子を立て、入側の廊下界は杉戸を立つ。

二階は聖上御座所四室、皇后宮御座所二室より成り、各々上之間には床(トコ)棚飾を設け、東南西に入側を廻らし、入側に外縁側を設け、外に御湯殿、御厠御物置等附屬す。床(ユカ)は御座所室内入側は疊敷とし、御物置、御厠及び階段室等絨毯敷とす。天井は聖上御座所の上之間、次之間の二室は小組格天井、其の他は總て猿頰天井なり。周壁は聖上御座所、間内は襖共極彩色草花裝飾畫を描き、皇后宮御座所は雲文金砂子を蒔き、切箔を置き、一部に元濱離宮延遼館所用の明治初年作家の扇面畫を貼付す。各入側面は金砂子蒔切箔を置き、長押違棚に飾金具を用ふること調見所に同じ。建具は入側界は紙張明障子を、御物置其の他は無地襖を、縁界及び窓硝子障子を用ひ、廊下には杉戸を立て、鈴木松年筆松楓木島櫻谷萩鹿を描く。

各事務所の床(ユカ)は各室絨毯敷、又はリノリウム敷、浴室便所は拭板張又は叩きとし、天井は總て棹縁、周壁は白漆喰塗、一部羽目板張とし、建具は白無地襖紙張明障子又は硝子障子を用ふ。

第三節　敷地内の概況

敷地の形不規則にして、南隅正門より東南須磨海岸に至る道路凡九町余市街を横斷す。

是海上より御上陸の際の御幸道なり。常時一般道路として使用せしむ。

敷地内は概して高低起伏多く、南より北に至るに隨ひて土地次第に高く、更に中部より東西に傾斜を爲す。

須磨海岸より御幸道を進むに隨ひ土地次第に高く、道の兩側土壘を築き小松を植ゑたり。正門の左右石垣を積み、石垣上に土壘を設けて小松を植ゑ、東に八十餘間西方は直ちに右折し、夫れより北百餘間通用門に至る間は鐵筋コンクリート塀とし、其の他は總て鐵網柵を廻らし、道路を隔てたる西南部の廐舍其の他の敷地は一廓を爲し、周圍は角柵板塀を廻らせり、北部は何等の外圍を設けず。

離宮内は大別して三區とす。第一區は正門内南部、御殿其の他所在地並に御内庭、第二區は東部幷に北部山地其の他、第三區は西部廐舍其の他の敷地卽ち是なり。

(一)　第一區

離宮地の南隅に正門を設け南面す。正門内の道の左方は夾竹桃及び貝塚を植ゑ、右方は高く傾斜を爲し、斜面は芝生にして松其の他を植ゑ、其の間巨巖怪石を布置す。道を登ること百餘間、道次第に右廻し更に登ること十餘間茲に通用門より御殿に至る道路に會し、御車寄前庭に出づ。卽ち北面して臣下車寄あり。其の南方西面して御車寄あり。御殿はそれより東に南面して立ち、南部を調見所、御座所廻りとし、北部を調理所、事務所廻りとなす。

御殿の東南西は一帶に御内庭となす。東は鐵網柵に依り、第二區に界し、南は外圍を爲す。庭内御殿前平坦なるも南方の大半は傾斜地なり。庭内總て芝生にして其の門道を造り、東部に東屋を設け、西部に物見臺を造り所々燈籠を配す。庭内に松多く、東屋の東南に行平朝臣月見の松と稱するものあり。

(二)　第二區

南部は第一區に隣し、其の他は總て外圍を爲す。北部大半は山地にして其の中部高地に水道沈澱池濾過池を設け、南方通用門内に官舍消毒所を立て、西部低地に果樹園あり。

(三)　第三區

南半は角柵板塀を以て一廓を爲し、内衞兵舍、廐舍幷にこれ等に附屬する建物及び官舍あり。北半は何等の外圍を設けず、大半は山地にして南方に内匠寮員詰所官舍等立つ。

第七章　芝　離　宮

第一節　沿　革

芝離宮は、芝區濱崎町に在り。明治九年二月十日芝離宮と稱せらるゝ旨太政官より布告ありたり。

是より先維新前後に於いては當地所は紀伊藩主德川家齊の所有なりしが、明治三年十一月献納する所となり、同五年九月有栖川宮に賜はる。然るに同八年六月宮内省へ收め、皇太后宮非常御立退場と定めらる。翌九年二月更に芝離宮と稱せしむ。

今之に關する往復文書二三を次に掲げん。

宮内卿より内務卿へ掛合

有栖川二品宮邸宅府下第二大區三小區芝濱崎町二番地此反別四町九反二畝十八歩之場所、今般御貯蓄金之内ヲ以テ買收。

皇太后宮非常御立退御用邸ニ相備皇宮地へ組込除税相成候樣可及上申ト存候間、於御省御差支無之候哉、一應及御協議候條、否至急御回答有之度此段及御掛合候也。

八年六月十九日　　宮内卿德大寺實則

内務卿大久保利通殿

次に御買上に關する公文書次の如し。

一金貳萬五千圓　　御貯蓄金之内ヨリ出方

右者今般

皇太后宮非常御立退御備用トシテ芝濱崎町二番地有栖川二品宮邸宅地所共悉皆御買上相成候事。

八年六月二十二日

宮内卿代理より太政大臣への上申及び指令。

皇太后宮非常御立退御用邸地皇宮地へ組込除税相成度儀上申

有栖川二品宮邸宅府下第二大區三小區芝濱崎町二番地此反別四町九反二畝十八歩之場所今般御貯蓄金ノ内ヲ以テ買收　皇太后宮非常御立退御用邸ニ相備置候間右場所皇宮地へ組込除税相成候樣、其筋へ御達相成度此段及上申候也

明治八年八月三日　　宮内卿德大寺實則代理

宮内少輔　杉孫七郎

太政大臣三條實美殿

上申ノ趣内務大藏兩省へ相達置候事

明治八年八月十二日　(印)

次に離宮の名稱に關する公文書左の如し。

皇太后宮非常御立退所濱崎町御用邸自今芝離宮ト相稱候ニ付

夫々御達方之義ニ付上申

皇太后宮非常御立退所第二大區三小區芝濱崎町二番地自今芝離宮ト相稱候條夫々御達相成度此段及上申候也

明治九年一月廿九日　宮內卿德大寺實則

太政大臣三條實美殿

上申之趣第十三號ヲ以布告候事

明治九年二月十日　(印)

次に南紀德川史卷三百六十九より明治元年以後の分を拔萃すること次の如し。(同書は堀內信の編輯なり)

一、明治元辰十二月十七日赤坂麴町兩邸ト共ニ當邸御拜領之儀御願之處、同二十五日御願之通リ下賜。

一、同二巳年二月二十五日當邸之儀朝廷御用ニモ可相成哉之御沙汰ニヨリ、邸內建物等都テ直段積リ可差出トノ旨ニテ、左ノ通東京府廳ヘ申達ス。

建物等其儘之見積リ　金貳萬參千兩

建物等凡テ取崩シ外地面ヘ引移ノ見積リ　金貳萬六千五百兩

一、明治三年五月八十七坪鐵道御用地トシテ御差上

一、同年七月府下諸藩官私邸一ケ所ツヽト被定旨被仰出ニ付同年十一月十二日芝濱崎町邸兵部省御用地不用之趣、依テ當邸ヲ宮邸ニ定メ、赤坂邸ヲ私邸ニ可相立段、東京府ヘ提出之處、致承知指令有之。

一、同年十一月芝濱崎町藩邸兵部卿宮(有栖川宮)御借用被成尤御引移リ日取等御同家ヨリ掛合有之旨、於辨官谷森少史ヲ以テ被相達依テ該地一萬四千六百九十一坪差上

右谷森少史ヘ於藩差支有無取調可申上哉ト承タル處、右ハ斷然御達ニ相成候事、乍併、故障有之ハ其品申立候儀ハ其通リ之事之旨申聞タリ。(明治四年三月十八日御同家ヘ御座敷引渡シ同二十日御長屋向引渡濟ノ旨記シアリ)

第二節　新築西洋館

此の西洋館は漸く腐朽せる延遼館の代りに新築を要せしことは、左記の公文にて明らかなり。此の公文は明治二十二年十一月五日立案、同年十一月七日決裁なり。

芝離宮ヘ西洋館新築ニ付年繰着手方稟議

高金貳萬貳千八百六拾七圓四錢七厘

一金壹萬八拾六百七拾貳圓四拾四錢七厘

外金四千百九拾四圓六拾錢也（建築豫備材料資用ニ付經費相除ク）

右ハ芝離宮ヘ西洋館一棟新築ノ儀御達ニ據リ、費額取調候處、本行ノ金額ヲ要シ候處、該費額ヲ目途トシ、二十三年度經費ニ相立、建築可致候。尤該館ハ延遼館ニ代用シ、臨時ノ來賓ニ供スルモノニシテ、至急ヲ要スル工事ニ付、年度前ヨリ年繰着手可致候。此段稟議候也。

然るに翌年に至りて、建築費に變更を來したるが如し。即ち明治二十三年五月二十三日立案、同年五月二十八日決裁の書類に依れば次の如し。

高金參萬八千五百六拾四圓八拾九錢參厘

芝離宮西洋館新築費豫算總高

一金貳萬貳千六百七拾貳圓也

内

金貳萬千六百七拾貳圓　新築費

金壹千圓　庭園費

外金壹萬五千八百九拾貳圓八拾九錢參厘　但豫備用材費

以上設計概要

百五十八坪七合七勺六才

本家二階造西洋館一棟

内譯

百〇五坪一合一勺（本家二階建正面五十四尺行間六十八尺）　外玄關

二十八坪八合八勺九才（折廻シ樣側延百三十尺幅八尺）

八坪四合四勺四才　馬車寄平家（十九尺十六尺）

十六坪三合三勺三才　配膳之間其他平家（四十九尺十二尺）

此内譯

階下之部

玄關（七十六尺）　受付之間（十九尺六尺）

脱帽ノ間（十九尺十九尺）　控所（十九尺十九尺）

廣間（十九尺二十七尺）　客間（十九尺三十尺）

客間（十六尺三十尺）　食堂（十九尺二十七尺）

廊下（十九尺九尺）　階段ノ間（二十一尺十九尺）

階上之部

寢室（十六尺十九尺）　廊下（十六尺七尺）

廣間（三十尺十六尺）　四間寢室（十九尺十九尺）

寢室（二十尺十九尺）　階段之間（二十一尺十九尺）

屋根瓦葺棟平屋根鉛板葺

廊下　十六尺　八尺
化粧ノ間　十尺　十九尺
折廻廊下　延百三十尺
平家の分
馬車　十九尺　十六尺
便所　十尺五寸　十二尺
杭打地形
地中煉瓦十六段積　厚二枚乃至一枚半積
家根瓦ハ總體延遼館右瓦使用
竣工は明治二十四年五月

寢室　十一尺　十六尺
便所廊下共　九尺　十九尺
配膳の間　十九尺　十二尺
浴室　十尺五寸　十二尺

第三節　土地建物現況

明治末年に於ける土地建物の狀況は次の如し。

土地面積　三萬二千三百六十一坪
建物總坪　一千〇十九坪六合八勺八才
内
御殿　六百九十二坪五合七勺三才
但　洋館三百五十二坪五合六勺七才　日本館三百四十坪〇〇六才
附屬建物　三二七、一一五坪
内
御湯殿　一六、八八六坪
官舍　七七、一〇九
門番所　三二、三九〇
倉庫其他　二〇〇、七三〇
右の中
一、洋館　明治二十三年着手　同二十四年五月竣工
一、日本館　同二十七年四月改築ニ着手　同二十九年二月竣工
一、御湯殿　同二十四年十一月竣工
今西洋館及び日本館の構造等を述ぶること次の如し。

第一　西洋館

構造　木造二階建一部平家建
樣式　復興式
屋根　瓦葺棟飾付

但、御車寄及び八角階段室幷にベランダー屋根は鐵板瓦棒葺

外部　腰廻りは石積み、軸部はフランス下見板張りとなし、定規柱長押或はパネル等を設けて之を裝飾し、胴蛇腹及び軒蛇腹を廻らす。各窓は額縁取付、兩開き鎧戸及び同硝子戸立てなり。

御車寄はバラペットを設け、地盤は石敷きとなし、石階段にて御玄關に通じ、天井は板張りにして格縁を表はし、バイプペンダントを附す。

本館の東及び南側は、階上階下共にベランダーを設け、各階の腰廻りをパネルとなし、柱の上部はブラツケツトを設く。階下のベランダー床は、大理石の四半石敷とし、石階段にて前庭に通じ、天井を板張りにして各所にバイプペンダントあり。各室内への入口は兩開硝子戸及び同鎧戸を立て、階上ベランダーは床板敷の外階下と同斷なり。

但、下見板は凡て淡綠色、其の他の木部は綠茶色ペンキ塗とす。

(一)　階下

内部　御玄關　床は大理石を敷き、壁及び天井は白漆喰塗りにてブラケット二箇を設け、御車寄の出入口は面鐵を嵌め、腰はパネル硝子戸を立つ。

廣間　床は寄木張り、腰は白ペンキ塗り、パネル板張り、壁及び天井は白漆喰塗り、天井蛇腹及び中心飾は石膏製の裝飾を施せり。　煖爐一箇所を設け、前飾りは大理石造りにて上部に大鏡を取付く。　本堂内に二箇所の中仕切を付け上部に各三箇の半圓形アーチを架し、アイオニツク角柱にて受けしめ、各々アーチに緞帳を吊る。階段は木造にして中央部に絨毯敷き、手摺は繰形及び透し彫り彫刻等を以て細かに裝飾し、天井は各要所に金色シアンデリアを取付け、之に接する各室出入口は白ペンキ塗り唐戸を立つ。

但、角柱及び階段幷に手摺は赤褐色バニス塗とす。

脱帽室　床は絨毯を敷き、壁は紙張りにて、天井は漆喰塗りなり。天井蛇腹及び中心飾金色シャンデリアを設け、煖爐一箇所あり。石造前飾り及び鏡を取付け、出入口は兩開唐戸を立て窓にカーテンを吊る。

控室　床寄木張り其の他は前同斷、

客室　床寄木張り中央部絨毯を敷き、壁は黄褐色花模樣の緞子張りとし、天井は漆喰塗にして二重折上式に天井蛇腹を設け、太き格縁を表はす。何れも纖細なる模樣彫刻を附し、二箇所の中心飾に金色大シャンデリアを取付く。同煖爐前飾及鏡額縁は彫刻を以て飾り、ベランダー出入口カーテンも亦華麗なるものなり。前項控室との境に出入口を設け、兩引唐戸を立てたり。

食堂　床は寄木張り、腰廻りはパネル板張り、壁は紙張り、天井は漆喰塗にして、綠地に白の格縁を表はし、二箇所の中心飾及び天井蛇腹は前同樣の裝飾をなす。煖爐二箇所を設け、石造前飾り及び一部は鏡額縁其の他カーテンボツクス等は壯重なる彫刻を施せり。壁面に十二ケのブラツケットを設く。

附立所　床はオイルクロースを敷き、壁及び天井は漆喰塗中心飾よりシャンデリア吊付け。壁面にスキツチボードあり。

従者食堂　床は絨毯を敷き、壁及び天井は前同出入口に引戸を立て、額縁共暗緑色塗りなり。

浴室　床はリノリウム敷き、腰は羽目板張り、壁及び天井は白喰漆塗り、ブラケット及びバス洗面器を各々一箇所に設く。

厠　前同斷。

附近廊下　床は絨毯を敷き、壁及び天井は白漆喰塗り、各所にブラツケット又はバノプペンダントあり。

裏階段室　木造バニス塗り、階段中央部に絨毯を敷き、腰は羽目板張り、壁及び天井は前に同じくパイプペンダント一箇所を設く。

調理所渡廊下　本館廊下より石階段にて下り、床コンクリート叩き、壁及び天井は漆喰塗り、中心飾にパイプペンダント一箇を取付く。

調理所　前同斷にしてコンクリート造り、水流し及び鐵製調理竈各々一箇、シャンデリア四箇を設く。

便所及び浴室　廊下より床は一段高くし、其の他前同斷。

但、便所は一部の腰廻りはコンクリート叩き、大便所腰は羽目打リノリウム敷き、浴室及び羽目板張りバス及洗面器を各一箇所に設く。

(二)　階上

廣間　床は寄木張り、中央部は絨毯敷きにして、壁及び天井は白漆喰塗り、二箇所の中心飾より金色シャンデリアを吊る。

階段側へ三箇のアーチをコリンシアン角柱に架し、アーチには階下同様緞帳を取付け、正面煖爐は石造前飾及び鏡を有す。

婦人客室　床は絨毯を敷き、腰はパネル板張り、壁は花模様緞子張り、天井蛇腹は木造にして模様彫刻を施し、天井は板張りにして木造格縁を表はし、中央部は再び蛇腹にて折上げ、金箔張り藤・牡丹・櫻等の繪を畫き、硝子瓔珞を付けたるシャンデリアを取付く。煖爐は一箇所を設け、白大理石造前飾及び鏡を取付け、何れも模様彫刻をなし、窓はカーテンを取付く。

第一寢室　床は絨毯敷き、壁は紙張り漆喰、天井は中心飾及び天井蛇腹を付け、前に同じく煖爐前飾及び鏡カーテン等を設け、四つのブラケットを附す。

第二、三、四、五各寢室　前同斷

但、ブラケットの外にシャンデリアを用ふ。

物置及び廊下　床は絨毯敷き、壁及び天井は漆喰塗り、前者はブラケット及び窓カーテン付、後者にはパイプペンダントあり。

浴室及び厠　以上各室より床約二尺五寸低く、リノリウム敷き、腰は羽目板張り壁及び天井は漆喰塗り、前者にはバス及び洗面器パイプペンダント各々一箇所後者にはシスターン及便器ブラツケツト各々一箇所を設く。

第二　日本館

日本館は明治廿八年に略改築、竣工せしも、殘り仕事等にて全部の竣工は前記の如く廿九年二月なりしなるべし。之に關する公文は、次の如し。

一、芝離宮日本館建物

但別紙圖面之通

右改築工事落成ニ付御引渡相成正ニ致受領候也

明治廿八年十二月廿七日

主殿寮

内匠寮　御中

日本館は次の九區より成る。

第一區　御玄關廻リ　第二區　仕人詰所廻リ
第三區　臣下浴室廻リ　第四區　附立所廻リ
第五區　高等官詰所　第六區　從者寢室
第七區　御食堂　第八區　後席之間
第九區　御座所

右の中第七區乃至第九區を記載し、他は之を省略す。

第七區　御食堂

屋根　入母屋千鳥破風造り獅子口付、妻は凡て波模様の銅板張り懸魚付け、棟に避雷針二箇所を設く。

外部　東及び南側軒先は二重棰舟肘木造り、同側に切目縁を設け、内法及び腰長押付、入側境に雨戸及硝子戸を立て、上欄間木格子付硝子戸立てとし、雨落縁石を廻はし、那智砂利敷き、南側に木階段を設け、前庭に通ず。

内部　入側　床は寄木張り、沿道に絨毯を敷き、猿頬天井にして巾木並に内法及び天井長押付け、柱間及び蟻壁は白張付四分一打廻し各所にパイプペンダントを設く。

室内　床は寄木張り平小組格天井にして、巾木及び内法並に天井長押付、金色四分一打廻し、柱間及び蟻壁は花模様淡茶色の緞子を張り、二箇所に煖爐を設く。白大理石造り前飾及蒔繪縁の鏡を取付け、各出入口は額縁を取付けて、唐戸を立て、入側境の入口は額縁付け、唐戸仕立硝子戸を立て、同所欄間も亦硝子戸立とす。

但、額縁及び各建具は、黑漆塗にして、各面は金箔張りとなす。室内に十二箇のブラケットを設く。

第八區　後席之間

屋根　第七區と同斷。

外部　第七區と同斷。

但、西側は舟肘木造り、內法長押上白漆喰塗同下窓硝子戸を立て、窓下は彫子下見板張りとす。

內部　入側　前同斷

室內　折上小組格天井にして二箇のシャンデリアを取附け、煖爐一箇所及び其の他は御食堂と同斷なり。

第九區　御座所

屋根　入母屋造り、瓦葺獅子口付妻懸魚付け、凡て銅板張り棟に避雷針二箇所を設く。

外部　東及び南側榑緣先に雨戸を立て、欄間木格子付硝子戸を立て、同各側に白須階を置き、雨落敷同斷なり。西側は彫子下見板張り、窓は硝子戸を立て、內法長押の上は白漆喰塗なり。

內部　入側　床は絨毯を敷き、化粧屋根裏天井にして、各柱間に虹梁を表はし、內法に長押を付け、西側及び欄間に硝子戸を立て、小壁は白張附けとす。北及西側の廊下は同床猿頰天井內法及び天井長押付、襖及び柱間白張付け、各要所にバイプペンダントあり。

御座所　床之間は紋織物敷き、袋棚金箔地の小襖を立て、二重違棚を設け、各棚板飾に金物を打ち、床は絨毯を敷き、猿頰天井にて硝子戸、腰及び各柱間、蟻壁等は白張付となしシャンデリア一箇所を設く。

各御次室　床及び天井は前同斷にして襖及び小壁白張付け蟻壁を用ひず、各一箇のシャンデリアあり。

御厠　床は絨毯を敷き、猿頰天井內法長押付、柱間は檜羽目板張り、高窓を設く。木格子付硝子戸立て出入口は板戸立てとす。

右之外御湯殿其の他煖房機關室等は省略す。

第七編　宮殿建築篇

（其の二）

明治以前の建築物にして明治年代に離宮となりしものに二種あり。一は明治以前にも既に宮殿たりしもの、他は以前には宮殿たらざりしものなり。前者は修學院離宮にして、後者は桂、二條、名古屋、濱の各離宮なり。

第一章　明治以前にも宮殿たりしもの

第一節　修學院離宮

修學院離宮は京都府愛宕郡修學院村に在り。承應の頃德川氏が後水尾天皇の爲めに經營せしものにして、天皇崩御の後中絶し、享保年間修築し、靈元天皇度々御幸ありしが、再度頽廢に歸し、文政七年光格天皇の時に至り、更に再建せられしが、復又天保末頃より荒廢し、維新後は拜觀料を徵し、一般に觀覽せしめたる程なりしが、明治十六年改めて離宮として今日に及べり。

離宮は上中下三箇所に分在し、其の內中離宮は寬文三年一度寺院林丘寺となりしが、明治十八年更に離宮となれり。

離宮の現況は左の如し。

敷地坪數　九三、四一七、〇〇〇坪
建物延坪數　三六六、三二三

修學院離宮の建築は庭苑本位の數寄屋建築なり。其の主要なるものは、上離宮にては隣雲亭及び窮邃軒中離宮にては御客殿及び樂只軒、下離宮にては壽月觀、藏六庵とす。

第一　隣雲亭

木造平家建にして屋根は入母屋及び寄棟造柿葺、外部柱間砂壁とし、内部は總て座式にして六疊三疊及び洗詩臺と稱する板の間より成り、外に御厠及び八疊六疊の次之間二室附屬す。

上之間二室は疊敷き、天井棹緣周内法上砂壁とす。長押に釘隱を打ち、兩間界に花菱透彫欄間を嵌め、建具は紙張明障子を立つ。

洗詩臺及次之間は上之間に準ず。

第二　窮邃軒

木造平家建、屋根は寶形造柿葺、外部柱間砂壁とす。内部は座式にして上段を設く。床は總て疊敷、上段框黑漆塗、天井棹緣周内法上砂壁、建具は紙張明障子水屋地袋網代戸を立つ。

第三　御客殿及樂只軒

樂只軒は後水尾天皇當時創建のものにして、御客殿は元林丘寺の御客殿にして東福門院御化粧の間なりしと稱せらる。

木造平家建にして、屋根は、御客殿は入母屋造柿葺、又樂只軒の方は軒片面入母屋片面寄棟造棧瓦葺、一部柿葺なり。外部御客殿は柱間彫子下見張内法上漆喰壁外緣勾欄付なり。樂只軒は柱間砂壁、内部は總て座式にして御客殿は上之間十二疊次之間十疊なる二室より成り、上之間には入側を設け、上之間の後に内佛之間あり。周切自緣を廻らす。又樂只軒は上之間(吉野之間)龍田之間其の他數室より成る。

(一)　御客殿

御客殿上之間には床之間、違棚を設け、床(ユカ)は總て紋緣疊を敷き、床(トコ)之間は大紋緣疊を敷き、床框は黑漆塗、天井猿頬周壁内法上白漆喰塗、床之間張付雲文金砂子蒔上に詩歌及び畫の色紙を貼付け、腰金及び群青の筋違市松形をはる。違棚の段要所には三つ葵唐草文樣毛彫金具を打ち、地袋小襖には友禪染物の圖樣を描く。筆者未詳なり。長押には花車釘隱を打つ。建具は次之間界に襖を立て、床(トコ)之間張付同斷、裝飾を爲し、入側界に腰高明障子腰張付又床之間のそれに同じ。

次之間及び入側並に内佛之間床(ユカ)疊敷天井猿頬及び棹縁周及び内法上小壁白漆喰塗、長押に釘隠を打ち、建具間の界襖に四季、山水圖其の他を描き、出入口に紙張明障子を、入側には杉戸を立て、極彩色畫を描く。

(二) 樂只軒

吉野之間は床(トコ)之間を設く。床(ユカ)蒲黄縁疊を敷き、天井棹縁板紋様紙張り、周壁は砂壁、長押に六葉の釘隠を打ち、床之間の張付に吉野山圖を描く。建具は間界、出入口に紙張明障子を立て龍田之間の界に長押上樂只軒の懸額を上ぐ、後水尾天皇の宸翰なり。

龍田之間は吉野之間の結構に準ず。

第四　藏六庵及び壽月觀

藏六庵は木造平家建にして、屋根は寄棟造及び入母屋造にして總て柿葺、外部柱間砂壁の屋上入母屋に藏六庵の懸額あり。復後水尾天皇の宸翰なり。内部總て座式にして七室より成る。又茶室及び水屋あり。

壽月觀は上段を設け、床(トコ)には棚を設く。床(ユカ)は疊敷、天井棹縁周及び間仕切上小壁は砂壁、長押北山丸太水葵釘隠を打ち、建具は間界に襖を立て、藏六庵茶室には岡本豊彦筆船の圖を、壽月觀には岸駒筆虎溪三笑圖を、袋戸小襖には原在中筆鶴其の他を描く。出入口及び

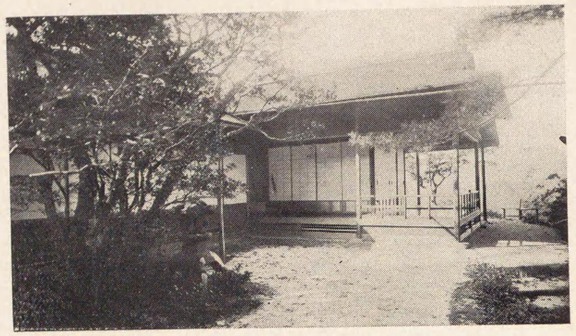

第六十八圖　修學院離宮隣雲亭

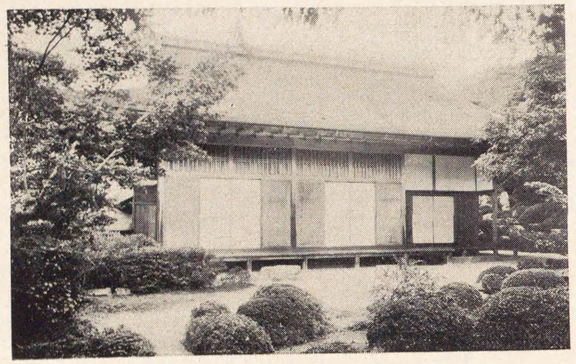

第六十九圖　修學院離宮御客殿

第七十圖　修學院離宮藏六庵及び壽月觀

窓には明障子を、其の他は杉戸及び板戸を用ふ。

第二節　修學院の稱呼の起原

明治十三年十二月二日、庶務課より京都宮内出張所へ修學院と唱ふる原因並に御茶屋建築年月等の取調方を申牒し、同年同月十一日京都出張所より左の通り回答ありたり。

修學院村之稱呼御茶屋の原因

コノ村名原ト播磨刺史佐伯公行ガ僧勝算（僧正智觀）ヲ以テ開基トシテ創建スル處ノ浮屠修學院ト云フ號ヨリ起リケン寺ハ延暦寺ニ屬ス一條天皇永延年中（今ヲ距ル八百九十年餘）上ヲ官寺ト爲シ玉フソノ由元享釋書ニ見ユ然ルニ何レノ時カ廢退シテ後里ノ名ニノミ殘レルヲ承應年中（今ヲ距ル二百三十年）德川家綱後水尾天皇ノ勅ヲ奉シ、其跡ニ就テ離宮ヲ營ム後一旦頽北セシヲ文政七年（今ヲ距ル五十七年）德川家齊修理ヲ加ヘ光格天皇ノ御幸オハシマセシ事ハ人皆知ル所ナリ。天皇ハ何レモ讓位ノ後ニテ最仙洞ニオハスハ云フモ更ナリ。今在ル所ノ御茶屋ト稱スル者卽是ナリ。近ク明治七年ヨリ公園偕樂ノ地トハナレリケリ。

上ノ御茶屋　面積五萬六千百九十六坪餘　周圍千三百四十八間

下ノ御茶屋　面積三千百二十四坪餘　周圍二百七十間四分

明治十三年十二月

以上の文句中に「上ヲ官寺ト爲シ」とあるは、上の御茶屋の方を指すこと明かなり。

第二章　明治以前には宮殿たらざりしもの

第一節　桂離宮

第一　概説

桂離宮は京都府葛野郡下桂村に在り。豐臣秀吉桂宮智仁親王の爲めに其の別墅として營める所と稱せり。其の後桂宮第二世智忠親王の時增築し、寛永年間更に增築ありたり。其れより以降永く宮家の別墅たりしが、明治十四年に離宮と爲りたり。

桂離宮內主要なる建物は、一部は後世に改築ありしも、大半は創建當初のものにて、是亦庭園本位の數寄屋建築なり。

第二　御殿

本館卽ち御殿は、右書院、中書院及び御幸御殿より成り、外に扣所及び舊事務所附屬す。木造平家建にして、一部は二階建なり。

屋根は、右書院は入母屋造一部棧瓦葺、中書院は入母屋造一部寄棟造及切妻造柿葺及棧瓦葺、又御幸御殿は入母屋造柿葺一部切妻造棧瓦葺扣所入母屋一部切妻造棧瓦葺、舊

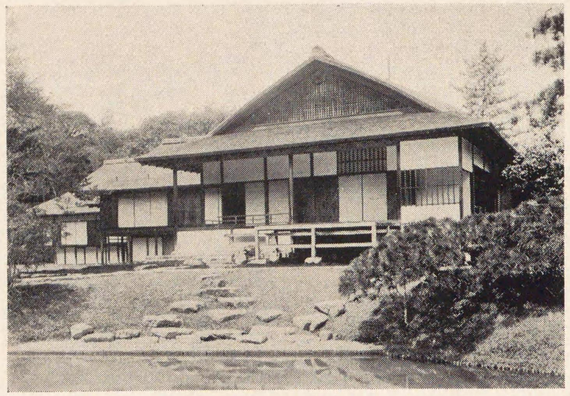

第七十一圖　桂離宮御殿外部

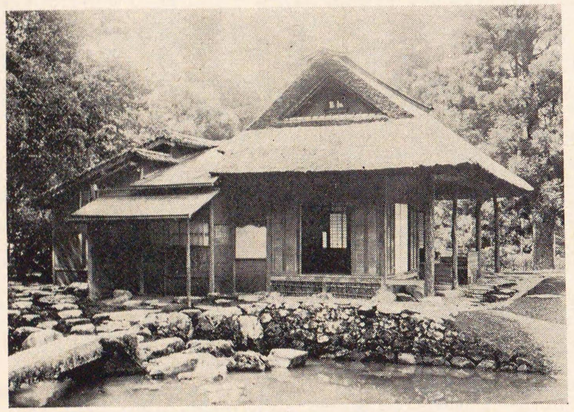

第七十二圖　桂離宮松琴亭

事務所は切妻造棧瓦葺とす。

外部柱間の多くは砂壁、一部は漆喰壁、内部は總て座式なり。

(一) 古書院

古書院は御輿寄、鑓之間、一之間、二之間、圍爐裡之間、御役席膳組之間及び縁、座敷より成り、一之間、二之間の外縁側及廣縁を設く。廣縁外月見臺を設く。

御輿寄床(ユカ)疊敷、棹縁天井小壁砂壁上り口縁建具上り口紙張明障子及板戸、縁座敷界及扣所出入口杉虎、胡枝花、芦に鷺、松に鶴を畫く。承德筆と稱す。鑓之間界襖を立つ。

鑓之間は疊敷、棹縁天井、小壁砂壁建具御輿寄、二之間膳組之間界襖、圍爐裡界戸襖を立つ。

二之間は疊敷、棹縁天井小壁砂壁建具は間界襖縁界は紙張障子を立つ。

一之間は床(トコ)の間を設く。床(ユカ)は疊敷、棹縁天井小壁砂壁、建具は間界襖、縁界は紙張障子を立つ。

圍爐裡之間は室の中央疊一帖、大の圍爐裡を設く。床(ユカ)は疊敷、棹縁天井小壁砂壁、建具は間界、多くは襖又は戸襖御役席界は閑子鳥及び花籠を畫く。狩野永敬筆と稱す。

御役席は疊敷、棹縁天井周及び間仕切は砂壁、建具は襖及び紙張明障子を立つ。

膳組之間及び縁座敷床、天井、周壁、建具共に前項に準す。

廣縁及び月見臺の廣縁は板張天井化粧屋根裏なり。又月見臺は露臺にして、床は竹の

簀の子張とす。

(二)中書院

中書院は古書院圍爐裡之間に續きて、三之間、二之間、一之間あり。折廻り疊廊下を設け、次いで緣座敷、樂器之間及び廣緣あり。外に御湯殿及び御厠附屬す。

三之間は床之間を設け。床疊敷、棹緣天井周壁張付及び襖雲竹に雉子、梅、雪竹に鷄、雀、鳩雁等を畫く。狩野尙信筆と稱す。廊下界の建具に戸襖及び紙張明障子を立つ。

二之間及び一之間　一之間には床棚を設く。床框黑漆塗違棚要所、金鍍金唐草模樣、毛彫金具を打ち、其の他の室內結構總て三之間に同じく、只周壁張付及び襖畫筆者は二之間は同じく狩野尙信又一之間は狩野探幽筆と稱す。

緣側緣座敷、樂器之間其他の各室の結構は何れも前項各室に準ず。

(三)御幸御殿

御幸御殿は新御殿とも稱す。後水尾天皇御幸の爲め特に新造せし所なり。一之間、二之間、御寢之間、御化粧之間、御衣紋之間、御納戸、御手水之間、御厠、御湯殿其の他より成り、東面緣側及入側を附す。

緣側及入側　緣側床は板張、入側は疊敷、化粧屋根裏天井にして、小壁砂壁丸太長押付、長押に水仙花の釘隱を打つ。これ嘉長作と稱す。

中書院側の廣緣界に杉戸を立て、竹林東坡尾長鳥を描く。探幽筆と稱す。兩面引手は四季花手桶の意匠秀拔なるものにして、後藤祐乘の作と稱す。

一之間は三疊の上段にあり。違棚及び書院を設く。床は疊敷、天井上段は平格天井、格緣黑漆塗なり。其の他棹緣、天井小壁砂壁、長押釘隱入側同斷、水仙花二之間界內法上欄間あり。黑漆塗組子を交叉して「月窓」を表はす。襖の引手は赤銅行體の月の字にして、嘉長作、筆者は鳥山若狹守と稱す。違棚は眞棚又は桂棚と言はれ、各種の唐木を用ひ、小襖開き戸には山水、人物、花鳥を描く。探幽の筆と稱す。建具は間界には襖を、出入口は襖及び紙張明障子を立つ。

二之間は床之間を設け、床脇木爪竪形の吹拔窓あり。緣は黑漆塗とす。其の他室內の結構總て一之間に準ず。

御寢之間は一之間との界に一疊の上段あり。上部斜に劒璽の御棚あり。萠黃色綟子張障子を立て、御化粧之間には違棚小戸棚を設け、小襖に花鳥人物の墨繪を描く。探幽筆と稱す。御衣紋之間には衣紋棚三段を設け、小襖を立つ。以上各室御納戸其の他何れも室內の結構一、二之間に準ず。

御手水之間は、床の一部は疊敷、其の他板張凡半疊大の落間あり。脇に蜘蛛手手水臺あり。棹緣天井周は砂壁、御手水間の次に御厠あり。床は疊敷、周張付壁床之間付とす。

(四) 控所及舊事務所

控所及び舊事務所は、室内の結構總て前述各室に準ず。

第三　敷地内の概況

御殿は離宮内中央部に位し、其の東南を禁苑とし、西北部に附屬建物點在す。禁苑の内御殿以外に數棟の亭榭あり。月波樓、笑意軒、園林堂、賞花亭、松琴亭、田字亭、待合及御船小屋とす。其の中松琴亭、笑意軒最も大にして、月波樓、園林堂之に次ぐ。先づ表門を入りて進めば更に茅葺御幸門あり。其の間を御幸道と稱す。兩側立垣を以て仕切る。門外に方四尺許の板石あり。轎輿を置きし所と云ふ。御幸門を入れば道は直ちに右折す。道の傍ら池中の一隅に御舟小屋あり。土橋を渡りて、御殿玄關前の中門に達す。茅葺四脚門にして門内の敷石を眞の飛石と云ふ。其の左方の高所池に臨みて建てるは月波樓なり。

御殿は控所、古書院、中書院、御幸御殿、舊役所の五棟を連續して成る。控所は通用門の方に別に車寄を設け、臣下の昇降口とし、又平素離宮拜觀を乞ふ者の爲にす。御殿の玄關之間を御輿寄と云ひ、古書院に屬す。御輿寄前の沓脱石を六の沓脱と云ふ。花崗石にして長さ七尺許、六人の沓を列べ得るを以て此の名あり。古書院は最も池に近く、廣縁外に月

見臺を設く。古書院より西南に雁行形をなして、中書院及び御幸御殿あり。

御殿建築の樣式他の苑内亭榭と共に絢爛の美なしと雖も、何れも古樸淡雅にして、長押の釘隱、建具の引手金具の微に至る迄當代名匠の手に成り。其の考案製作に多大の意匠を凝せし痕を見る。襖杉戸の繪亦狩野探幽、同尚信、同永德、同永敬、海北、友松等の畫ける所なり。

御幸御殿の前面は廣き芝生にして、其の南に一區劃を爲して笑意軒の建物あり。前は池に臨み、後面は御苑南境に近接し、室内より附近田圃耕作の狀況を觀るに便せり。池は苑の東北隅より桂川の清流を引き、中に大小數箇の嶼あり。中央に在るもの二個は月見臺前より木橋を架して渡る其の最も大なるは池の南方にあり、嶼中丘岡起伏し櫻樹多し。園林堂及び賞花亭の建物あり。園林堂は嶼の西端にあり。堂前に土橋を架す。桂宮歴代の靈牌を安置せる佛龕にして、他の亭榭と全く形式を異にして苑中の一異彩たり。賞花亭は嶼中最高の處にあり。形態を茶店に擬し、軒頭紺白二色の麻布を交互に縫合せる暖簾を懸く。紺地の部分には龍田屋又は多津多屋の文字を白く染め抜けり。筆者は青蓮院尊朝親王とす。

嶼の東端土橋を渡り池に沿ひて左折すれば、松琴亭に出づ。松琴亭は池の東方突出せる地角に位し、結構數寄を極む。亭の北隅に茶室あり。八窓の圍ひと稱す。室内八個の窓を設く。故に此の名あり。茶室に近く池汀に飛石を點置し「流れの手水」と云ふ。其の

傍らに長さ三間餘の石橋を架す。其の亭前及び對岸に橋臺の跡の如き箇所あり。元朱欄の木橋を架したりと記せるものあれども、他に信憑すべき考證を見ず。松琴亭の東方細流を隔てゝ丘上に四阿あり。卍字亭又は四脚掛と云ふ。亭中四箇の腰掛を設く。其配置の卍字形を爲せるに由りて此の名あり。池畔の小徑を過ぎ、溪流に架せる小橋を渡り、小丘の間に數坪の平地あり。そこに待合あり。前に蘇鐵多し。待合の北は御舟小屋前の通路なり。

以上は御苑林泉建物の概況にして、數多の石燈籠手水鉢等其の間に點在す。月波樓の前にある手水鉢を鎌形の手水鉢と云ひ、賞花亭附近にある燈籠を水螢と名づけ、笑意軒前の池畔にあるものを三光の燈籠と云ふ。或は其形狀により或は燈影の池水に映ずる樣を形容し、或は其意匠に因みて各々其の名を冠せしものなり。燈籠の數總て二十三基、手水鉢八個あり。

次に御苑外則ち御殿西北部の一班に就いて概記せんに、通用門を入りて右に警手詰所、左に殿部詰所を置く。殿部詰所の傍ら控所、車寄の北方塗塀の木戸門より御苑に入るを得べし。其の他土藏內匠寮員詰所、井戸屋形、便所等の附屬建物あり。西方中門の外生垣の一廓に離宮詰員の官舍二棟あり。傍らに官舍用の木戸門を設く。官舍敷地と相對する長方形の空地に工作場及び職工溜あり。

第二節　二條離宮

第一　概說

二條離宮は京都市上京區に在り。江戸時代の初期に於いて德川氏の經營する所の舊二條城にして、明治元年朝廷に歸し、同四年京都府の所管となり、一時府廳を置きしが六年陸軍省の所管となり、十七年七月離宮となり宮內省に屬す。現時の宮殿は本丸及び二の丸に分在し、本丸宮殿は二十七年京都御所の北なる舊桂宮の建物を移築せるものにして、二の丸宮殿は德川氏創建のものなり。

現時離宮地の規模の大要は次の如し。

敷地坪數	八三、〇五一、〇〇〇坪
建物延坪數	二、六七七、八九一
本館	一、八九〇、三〇五
附屬舍	七八七、五八六

第二　本丸宮殿

桂宮御殿を移築せしものにして、移築工事は明治二十六年四月起工、同二十七年十二月

竣工せり。其の平間の分は五百六十六坪七合三勺五才、二階は十八坪六合五勺六才、三階は三十五坪八合八勺五才、移築費は壹萬七千八百參拾五圓參拾六錢參厘。

本丸宮殿は和風木造にして、一部は三階建、其の他は平家建なり。御車寄及び受附之間、謁見所、御座所各事務所及び調理所等より成り、公用室及び事務室は立式、私室は立式或は座式とす。

屋根は御車寄は唐破風造り、銅板葺、其の他多くは入母屋造り、一部は妻造にして總て棧瓦葺なり。

外部は御車寄軒斗栱蟇股虹梁を用ひ、其の他の柱間は白漆喰壁とし、一部は下見張又は羽目板張り、御座所附近は柱上部舟肘木を用ふ。

内部御車寄、受附之間附近、使者之間、殿上之間、公卿之間、竹之間其の他より成る。床（ユカ）は絨毯敷、天井、猿頬一部棹縁天井周及び間仕切白漆喰塗とし、長押には六葉釘隱を打つ、建具間界白無地襖、出入口及び窓は紙張明障子、廊下は杉戸又は舞良戸を立て、杉戸には極彩色の舞樂圖、花鳥、花車等を描く。

謁見所附近、謁見所、一之間、二之間、三之間其の他春夏秋冬之間、御小座敷等より成る。謁見所、一之間、春之間及び御小座敷には床（トコ）棚飾りを設く。床（ユカ）は總て絨毯を敷き、天井は謁見所一之間平格天井、其の他は棹縁天井内法上小壁は白漆喰塗り、床（トコ）棚其の他柱間は張付、壁長押六葉隱釘を打ち、建具は間界襖は春夏秋冬之間共同四季の畫を描き、袋戸、小襖謁見所

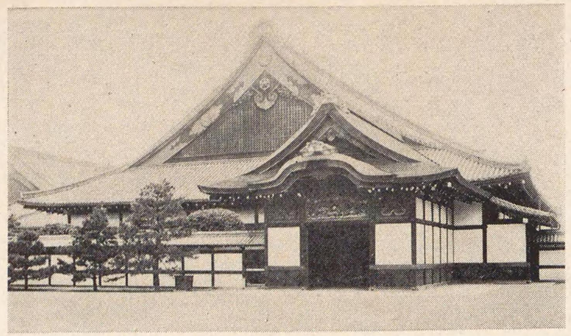

第七十三圖　二條離宮御殿御車寄

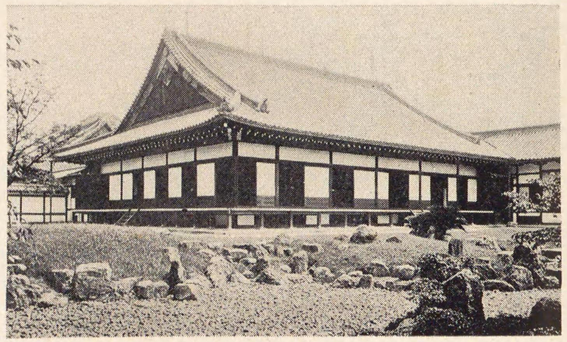

第七十四圖　二條離宮御殿外部

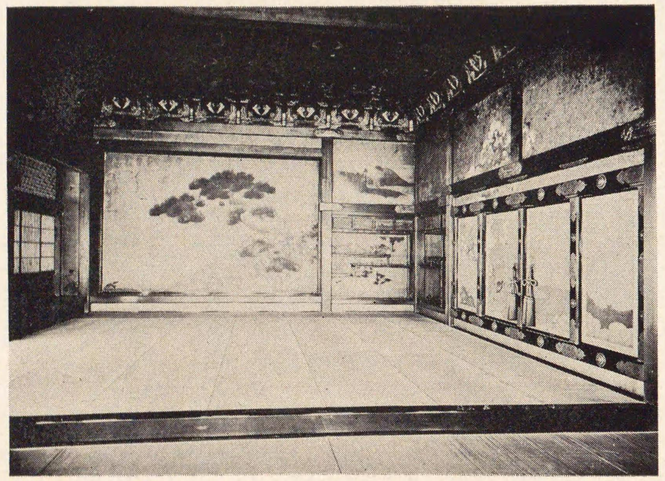

第七十五圖　二條離宮御殿内部

は牡丹に鳳凰、御小座敷は春秋山水の畫を描く。各出入口は窓紙張明障子を立て、廊下は杉戸舞良戸等を立て、杉戸には極彩色の花卉草木禽獸を描く。

御座所附近は一階、御座之間草花之間、耕作之間、萩之間紅葉之間、其の他數室より成り、御座之間は床、棚及び書院を設く。

床（ユカ）は絨毯敷き、天井猿頬の一部は棹縁、天井周及び間仕切内法上小壁は白漆喰塗柱間周壁張付及び襖には御座之間は山水、草花之間、耕作之間、萩之間、紅葉之間は何れも夫々の畫を描き、長押には六葉釘隠を打つ。建具は出入口は紙張明障子を用ふること前同斷。

二階二室より成り、三階三室あり。三階上之間には床棚を設く。三階長押面皮半長押を用ひ、袋戸、小襖に金砂子蒔雀梅に鶯の畫を描く。

各事務所附近及び調理所床（ユカ）帆木綿敷き、又は叩きとし天井は棹縁又は屋根裏天井周壁白漆喰壁又は白無地張付とし、建具間界は襖、出入口は紙張明障子、其の他は板戸を用ふ。

第三　二之丸宮殿

二之丸宮殿は德川氏創建のまゝにして、桃山時代の建築形式のものなり。所謂書院造りの大成せるものにして、當代に於ける實用的宮殿建築と稱すべきものに非ず。歴史的記念建築物なり。時に實用に供せらるゝことあるも、特種なる場合に限られたり。

今茲に其の建築の構造形式の大要を示さん。

和風木造平家建にして、玄關(御車寄)遠侍之間、式臺之間、大廣間、黑書院及び白書院より成り、屋根は玄關入母屋造檜皮葺其の他總て入母屋造本瓦葺とす。

外部は玄關の柱上部は簡單なる斗拱を用ひ、其の他一部に舟肘木を用ひ、柱間は白漆喰壁とし、内法長押又は腰長押地覆長押を附け、玄關入口の上欄間には極彩色豐麗なる彫刻を嵌めたり。

内部は床(ユカ)各室共疊敷、入側は拭板張、天井は多くは格天井にして格縁は黑漆塗、格間には極彩色文様を描き、周壁及び襖には極彩色の雄大なる裝飾畫を描き、欄間時に豐麗なる彫刻を嵌め、又は花狹間欄間を入る。

床・棚・長押には金鍍金唐草文様毛彫の金具を用ひ、莊麗を極む。

第四　明治十九年の規模

明治十七年七月二十八日、太政官より二條城を離宮と定められ永久保存を仰出ださる。依りて地所、建物は何れも宮内省の所轄に屬することゝなりたり。尋いで修繕に着手せられ、明治十九年九月竣工したること次の公文にて知り得べし。

二條離宮御修繕向竣工候に付繪圖面及び地積建坪票目相添御引渡相成致領收候也

明治十九年九月二十一日　主殿寮出張所

内匠寮出張

匠手村山幸次郎殿

京都二條離宮内外地積及建物坪數票目

總地積八萬〇二百〇二坪〇七厘

内譯　六萬二千三百〇四坪四分三厘廊内　一萬七千八百九十七坪六分四厘廊外

總建坪二千二百七十二坪六分六厘

内譯

宮殿	一、一三二、七一〇坪
臺所及料理の間	二一〇、二〇〇
土藏九棟	五五八、五六〇
檢番所五ヶ所	九二、一八〇
屋根付諸門	一五六、九二〇
櫓三ヶ所	一二二、〇九〇
一御座之間　一棟	六二、三〇〇
二同溜之間御厠　一棟	一、四、七〇〇
三同所より黑書院渡廊下　一棟	七、一五〇
四黑書院　一棟	一九五、六〇〇

五蘇鐵之間	一棟	四五、一〇〇	五五〇
六大廣間	一棟	二九三、七〇〇	
七同所便所	一棟	五、三〇〇	
八式臺之間	一棟	九二、〇〇〇	
九遠侍之間	一棟	三六八、八二〇	
一〇御車寄	一棟	二二、七九〇	
一一内玄關	一棟	三、〇〇〇	
一二同所便所	一棟	二、二五〇	
一三料理の間	一棟	六五、一〇〇	

（以下省略）

これ本丸宮殿移築前の狀況なること勿論なり。

第五　前將軍德川慶喜の據りし二條城

二條城は王政復古と大關係を有する所なり。慶應三年の末、尾、越、薩、藝、土五藩の兵は宮闕を警備し、會、桑二藩及び舊幕兵は前將軍德川慶喜を擁して二條城に據り、又長藩の兵は續々入京して薩長連合團を組織し、慶喜等を二條城より擊退せしめんと畫策し、犇轂の下將に大衝突を見るの危機に瀕したり。是に於いて尾州藩主德川慶勝は深く之を憂慮し、此の間に斡旋し德川慶喜に說き、速に會桑二藩と共に一旦大阪に退去せんことを慫慂したり。是が爲に二條城内の建物は兵燹を免かれ以つて今現存することを得たり。

第三節　名古屋離宮

第一　概說

名古屋離宮は名古屋市の北端に位し、江戸時代の初期德川氏の經營せる舊名古屋城にして、代々尾張德川氏の居城たりしが、明治七年陸軍省の所管する所となれり。明治二十六年に至りて本丸其の他は離宮として宮内省の管理する所となれり。

第二　離宮となれる前後の公文書

名古屋城が名古屋離宮となりたるは、明治二十六年六月一日なりき。次に明治二十六年五月四日名古城屋引渡に關する大山陸軍大臣より土方宮内大臣に宛てたる公文は左の如し。

一、舊名古屋城引渡之義ハ曾テ御協議濟ニ有之候處、今般閣議決定候ニ付、別紙圖面及目錄之地所建造物共及引渡候條地所ハ内務省ヨリ建造物ハ第三師團監督部ヨリ領收相成度及照會候也。

又井上第三師團監督部長より堤内匠頭への引渡書類(同年五月九日)を掲ぐること次の如し。

一、名古屋城天守閣其他諸建物及附屬物等別紙目錄ノ通及御引渡候也。

別紙目錄

名古屋城本丸附屬建物取調表

名稱	構造	平面積	延面積
舊殿	木造平家	八一四、六五〇坪	七四三、七七〇坪
湯沸所及厠	同	二七、五〇〇	
同渡リ廊下	同	一一、六九七	
天守閣	塗家五層	三七二、七七三	
小天守閣	同三層	五三、三五〇	
第一號櫓	同	四九、二九一	一九九、九四四
第二號櫓	同	四九、二九一	七一、四六三
第三號櫓	同	四九、二九一	七一、四六三
東一ノ間	同平家	六四、五五五	七一、四六三
南一ノ間	同	六一、〇二八	
舊浴室	木造同	一、二五〇	
馬繋	同	九、〇〇〇	
舊三番倉庫	土藏	三一、五〇〇	
番宅	煉化造	七、九六九	
同厠	木造平家	五〇〇	
同物置	同	一、〇〇〇	
東二ノ門	同筋鐵張		
南二ノ門	同		
不明門	木造筋鐵張		
玄關東掛塀	同白漆喰		
同西掛塀	同		
庭園及板塀	木造		
天守閣入口劒塀及掛塀	同白漆喰造		
塗戸門	木造		

又五月九日堤内匠頭より井上第三師團監督部長宛の領收證次の如し。

一、名古屋城天守閣其他諸建物及附屬物等別紙目錄ノ通御引渡ニ相成正ニ領收候也

次に内匠頭、主殿頭連名にて宮内大臣へ授受相濟みたる旨の上申書左の如し。

一、舊名古屋城建物本月九日第三師團監督部ヨリ内匠寮へ請取卽日同寮ヨリ主殿寮へ引渡授受相濟候條此段上申候也。

五月十二日　　内匠頭

大臣宛　主殿頭

右の如く接受濟みたるを以て、其の年六月一日名古屋離宮と稱せらるゝ旨仰出されたり。次に六月九日内匠頭へ田中宮内大臣より左の通り命令ありたり。　内匠頭

名古屋離宮地ニ接續スル陸軍省用地御料地ヘ編入ニ付、該地上物件移轉改築費壹萬四千參百參拾八圓八拾錢其寮主管經費ヨリ支出方取計フベシ

第三　現時の規模

土地面積	四三、九六二、〇〇〇坪
建坪總坪	三、七一七、八三三
内	
御殿	八六六、一〇〇坪
天守閣	一、三八〇、七二〇
小天守閣	二五二、六八三
附屬建物	一、二一八、三二三

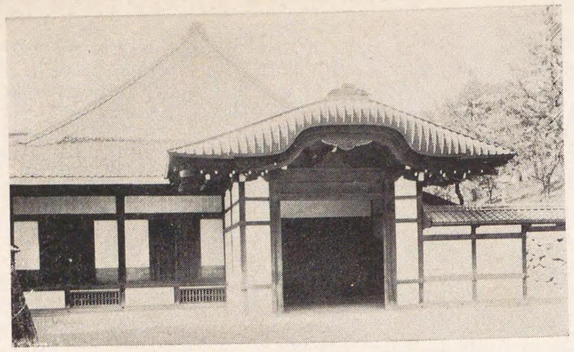

第七十六圖　名古屋離宮御殿御車寄

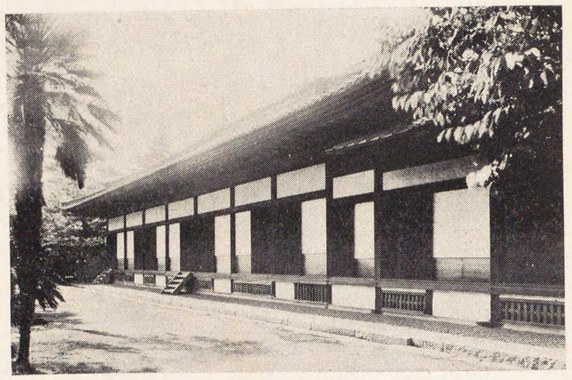

第七十七圖　名古屋離宮御殿外部

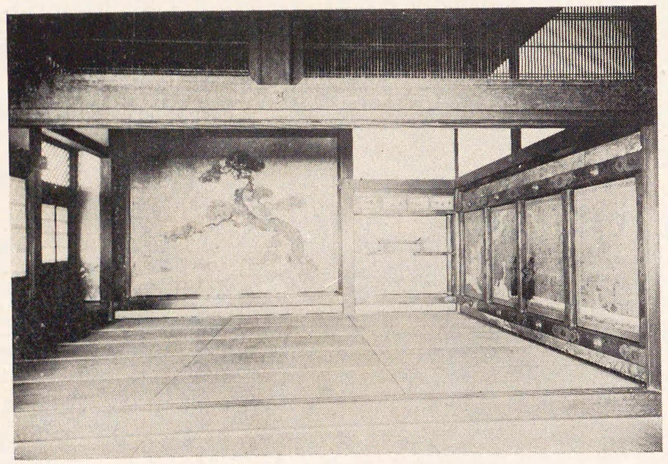

第七十八圖　名古屋離宮御殿内部

第四　建物の狀況

名古屋宮殿は二條離宮二ノ丸宮殿と同じく桃山時代の建築形式にて、所謂書院造りの大成せるものなり。當代に於ける實用的宮殿建築と稱すべきものには非らず。

宮殿は和風木造平家建にして、玄關(御車寄)表書院・對面所・上洛殿・湯殿・書院・黑木書院・上御膳所・臺所其の他より成る。

屋根は玄關は入母屋造棧瓦葺、御車寄は向唐破風造(銅板瓦棒葺)表書院及び對面所は入母屋造棧瓦葺、上洛殿は入母屋造銅板瓦棒葺、湯殿、書院其の他は入母屋造棧瓦葺一部切妻造とす。

外部柱間は白漆喰、壁の一部は飾子下見張又は羽目板張とす。

內部は表書院・對面所・上洛殿・湯殿書院等總て室內の結構は二條離宮二之丸宮殿の其れに同じく、黑木書院は元織田氏の淸洲城內建築を移轉せるものと稱せられ、周壁張付黑畫山水を畫く。上御膳所以下各所障壁は別に裝飾を施さざるも手法前記各殿に準ず。

第四節　濱離宮

第一　概說

濱離宮は東京市京橋區築地に在り。元德川將軍家の別邸たりしものにして、慶應二年海軍奉行の所管となり、次いで悉く朝廷に收めしが、初め軍務官外國官相繼いで之を管し、後東京府の所管となり、明治二年更に一部は外國官に屬したり。又海軍奉行所管の頃洋風石造の建築を爲し、之を延遼館と稱せしが、明治二十二年頃取毀たれたり。

明治三年十月宮內省管理となり、濱離宮と稱せらるゝに至れり。

第二　現時の規模

濱離宮建築は庭苑本位の數寄屋建築にして、所謂宮殿建築と稱すべきものに非らず。今次に土地の面積及び建坪を掲ぐ。

土地面積　七萬五千四百八十九坪

建物總坪　一千〇四十三坪六合四勺四才

內

中島御茶屋	八九〇五二坪
燕　御茶屋	二〇六四〇
鷹　御茶屋	二八七〇四
松　御茶屋	一九二五〇
汐見御茶屋	二六〇六〇

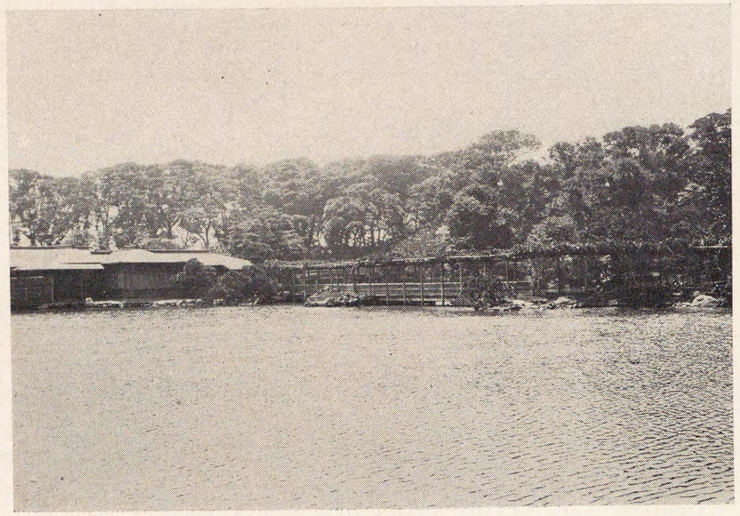

第七十九圖(其の一)　濱離宮中島御茶屋附近全景

第七十九圖(其の二)　濱離宮中島御茶屋附近全景

附屬建物

第三　敷地内の概況

八五九、九三八

正門は敷地の北隅に在り。常時殆んど開かず。通用口を西側中央部汐留町通りに設く。木柵仕切戸とし、別に門の設けなく、柵外塀重門あるも常時開かず。外圍總て石垣を築き正門脇僅に煉瓦塀を、東南海岸面鐵柵を設け、石垣上に松楠等繁生す。

敷地内を大別して六區となす。第一區正門内北部廣場、第二區通用門内廣場、第三區西部新錢座鴨場第四區南部の庭地、第五區中央部庚申堂鴨場並に其の附近、第六區東部の廣場是なり。

(一)　第一區

西北は外構を爲し、東は堀を隔てゝ第六區に界し、南は四つ目垣板塀を以て第二區及び第五區に隣す。北隅正門内渡櫓あり。桝形を構成し夫れより内は一帶の廣場にして、中央に四目垣を設け、それより北東は砂利地にして所々共地を劃し、芝地内松櫻其の他の樹木あり。西北部は總て芝生にして、松其他點在す。南部は庭地とし、一面芝を植ゑ、池を穿ち、橋を架し十丘起伏し、其の間道を通じ木石を配合す。或は池畔に藤棚を設け、石竹籠を配せり。南隅塀重門あり。第二區に通ず。西隅の塀重門は通用口外に出づる道なり。

(二)　第二區

北隅に通用口あり。口外僅かの廣場あり。西南は波形鐵板塀角柵板塀を以て第三區に界し、南東は彫子板塀、長押塀により第四區に界す。通用口内正面道を設け、其の兩側共に地内に松・櫻・楓等を植ゑ、南側に土堤を築き、土堤上に倭松あり。

西南は總て芝生にして松樹等繁生す。通用口内北に警手詰所・物置・便所あり。南に馬繋・消防具置場あり。南東長押塀の中央に近く塀重門を設くれども當時開かず。其れより北又一門あり。右すれば第四區に通じ、左すれば第五區に通ず。

(三)　第三區

西南は外構にして、南東は馬場を隔てゝ第四區に界す。大半を鴨場とす。新錢座鴨場と稱するもの是なり。北東に鷹匠詰所・鷹部屋並に是等附屬の建物あり。鴨場は中央に略々圓形の池あり。夫れより七つの細長き堀を導き鴨の寄場となし、其の端に土堤を築き、覗きを設く。之を小覗と稱す。

その外南北二ヶ所に大覗を設く。池中中央部に小島あり。家鴨小屋を設けたり。周圍に楠等の樹木繁生し、南東鴨場の外に馬場を設け御馬見所あり。

(四)　第四區

南東は海に面し、東北は第五區に隣す。西部方圓の大池を造り、夫れより東細長なる園池に續く、又西部は阜岡連なり、東方は海岸に面す。又所々に小丘起伏し、其の間松・櫻・楓等の樹木を配し、池塘及び海岸に御茶屋數棟を設く。之を庭園の大觀とす。即ち大池の略々中央に島あり、中島と稱す。島中には御茶屋あり。中島の北尙ほ一小島あり、小之字島と稱す。舊時島形恰も小之字形を爲せるを以て斯く名づけたりと云ふ。中島北岸の阜岡を八景山と稱し、松楓の類多く、昔は苑中の八景を一望し得しにより其の名ありと云ふ。中島の東北池畔に燕の御茶屋・鷹之御茶屋・松の御茶屋あり。而して燕の御茶屋脇鷹の御茶屋前に、藤棚を設く。前方に木橋を架し、小之字島を經て中島に至り得べし。木橋上は一帶に藤棚とす。中島の南方又橋を架し海岸に出づ。西部海岸楠多く、樹下に八手叢生す。南隅より少しく西に寄り高地あり。富士見山と云ふ。

東南は内海を望み、東すれば汐見の御茶屋あり。更に東の小丘を海手山と云ふ。其の下に水門を設く。これ池水を入るゝ所なり。汐見御茶屋の後方橋を渡れば池畔御舟屋形あり。其の對岸鐵柵の園を設け双鶴を飼育す。

北隅卽ち第二區界塀重門内に可美眞手命の銅像あり。

(五)　第　五　區

大半は庚申堂鴨場なり。鴨場は周圍總て建仁寺垣を繞らし、中央細長き池沼を堀り、夫れより十二の渠を導き、鴨の寄場となす。其の端に小覗を設くること新錢座鴨場に同じ。外に大覗三箇所あり、鴨場内に楠等の老樹鬱蒼たり。

鴨場の外北方に廣場あり。之に御料馬繋・主殿寮員詰所・内匠寮員詰所・商人溜・工作場等の建物あり。

(六)　第　六　區

東北は外構を爲し、西南は第一區第五區に隣す。西部は菜園とし、北に物置五棟並に其の南東に稲荷社あり。更に南東總て芝地にして、其の間梅樹叢生し、海岸に大小の船着二箇所あり。舊時大なるは將軍の上り場、小なるは次の上り場なりきといふ。

第三章　御　所

第一節　東宮御所(高輪)明治時代に新築せしもの

第一　概　說

東宮御所は、東京市の南部芝區に在り。元高輪御殿と稱して、皇女御殿たりしものなり。明治二十三年九月宮殿建營の工を起し、同二十五年十二月竣工其の後時々多少の增築改築を經たり。後大正三年二月二十四日東宮御所と稱せらるゝことゝなれり。

最初に新築せし建物は青山明宮御殿女官部屋其の他を取毀して其の用材を使用したり。濱離宮延遼館並に附屬家等を解きて、其の材の一部をも新築に混用したり。

此の皇女御殿が大正年代に至り東宮御所となるに及んで增築の必要起り、同二年一月建增に着手、同年十二月竣工せり。

第二　建　築　係　官

常宮周宮兩御殿御建築卽ち高輪御殿の建築係官は次の如し。

内匠寮技師　立川　知方

同　技手　村山幸次郎
同　庭作　小平　義近
同　監査　山本吉次郎
同　大久保喜與八
同　竹屋鉉太郎

第三　高輪御殿當時の規模

高輪御料地　常宮御殿の竣工せしは明治二十五年五月にして、竣工後に高輪御殿と稱せられしなり。依りて左の公文書を載す。

明治廿四年五月廿五日

高輪御料地　常宮御殿建築工事竣工之儀ニ付上申

高輪御料地　常宮御殿及附屬舍等今般略ボ竣工候ニ付實費概略調書御殿建坪調書地繪圖相添此段及上申候也。

（坪數等は後に載す）

次に宮内省より各部局等への布達は左の通り。

常宮周宮兩殿下御住所高輪御料地區域内自今高輪御殿ト稱セラル

右相達ス

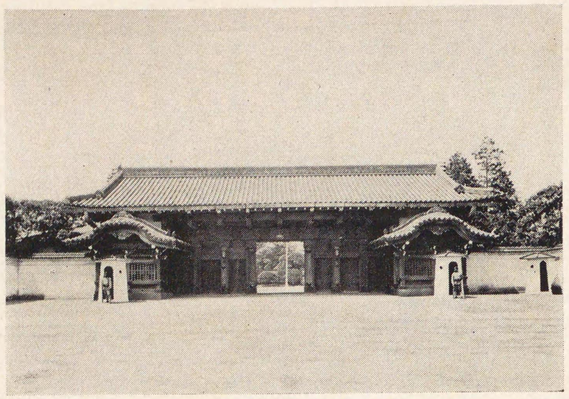

第八十圖　東宮御所（高輪）正門

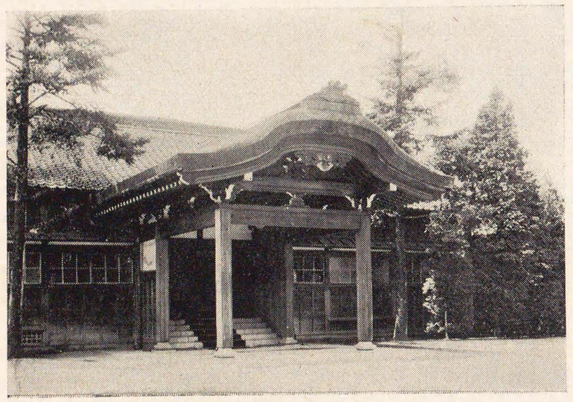

第八十一圖　東宮御所（高輪）御殿御車寄

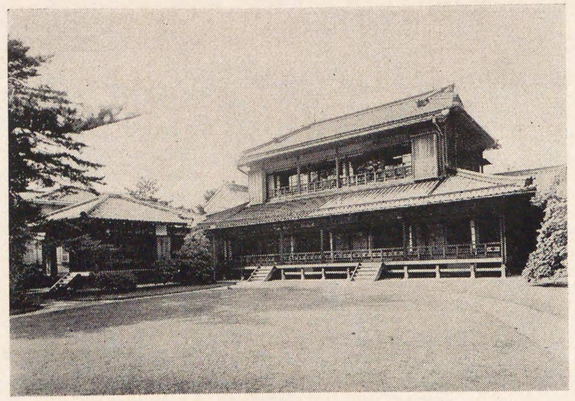

第八十二圖　東宮御所（高輪）御殿外部

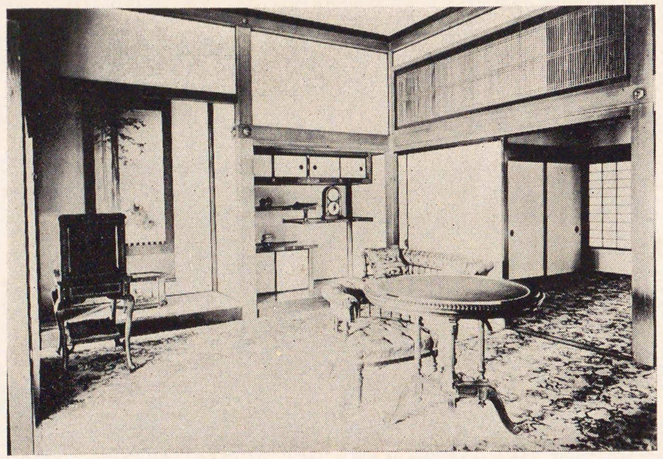

第八十三圖　東宮御所（高輪）御殿內部

明治廿四年六月十三日　本省

前記明治廿四年五月廿五日附上申書に附屬せる御殿建築坪數調書は次の如し。

一、一千〇四十八坪一合七勺二才　建坪

此譯

百四十一坪三合六勺一才　御座所向御厠共

百六十四坪〇壹勺二才　奥御座敷御湯殿共

内階上四十三坪五合七勺

百十四坪七合六勺二才　謁見所其他廊下共

百六十二坪一合五勺一才　御食堂及御養育主任詰所其他共

百四十三坪三合七勺　御服所女中部屋奥面謁所其他共

百四十五坪〇五勺五才　御車寄及玄關面謁所御用掛詰所其他共

百二十四坪五合　屬官詰所湯呑所其他共

二坪四合二勺　地震殿一棟

十坪　御文庫

二坪　同庇

十七坪六合〇四才　再築土藏

二坪　同庇

二十坪
二坪
以上

右は五月廿五日附上申書に附屬せる調書なり。次に翌月六日附の上申書あり。之には附屬御厩其の他供溜馬繋各官舍及び表御門等の落成に關するものあり。其の坪數は

合坪四百七十坪四合八才
内
二階二十八坪
（内譯は略す）

第四　現時の規模

御用掛官舍階上之分

芝區高輪西臺町に在る東宮御所の敷地は、東西百九十二間七分八厘、南北二百八十九間九分四厘面積三萬三千七百七十二坪ありて、總て世傳御料なり。

建物は總延坪にて三千七百七十三坪七合二勺八才、建坪にて三千三百四十二坪一勺あり。

宮殿は和風木造の平家建にして、御座所の一部は二階建とし、御車寄、受附之間、表謁見所、内謁見所、御座所、御内拜所、常待官室、各事務所及び調理所等より成る。

第二節　青山御所明治時代に御所となりたるもの

第一　概說

青山御所は東京市赤坂區に在り。明治六年十二月皇太后宮此處に御移住あり。七年一月以降青山御所と稱せらる。

是より先明治五年　皇城炎上後假皇居となりたる第三大區小十三區元赤坂町の建物は、建坪僅に二千六百十八坪七合九勺にして、甚狹隘なりしかば、明治六年六月德川茂承より私邸なる赤坂表町の邸宅を献上する事となれり。之に關する文書類次の如し。

一、明治六年六月六日德川茂承ヨリ假皇居御狹隘ニ付テハ表四丁目（一番地二十五番地二十七番地）私邸献納致度出願（但五萬六百三十七坪八合五勺ナリ）

假

皇居御手狹ニ付、私邸宅御用ニモ可相成哉之御内沙汰有之、邸地圖面可差出旨、奉拜承候。右者昨年來夫是取解殊外荒廢仕居、甚以奉恐入候得共、萬一御用ニ相成候ハヾ、誠以難有仕合奉存候。就テハ速ニ献上仕度、依て大略圖面相添付差上候。此段宜ク御執奏可被成下候也。

追テ詳細圖面取調出來次第差出候樣可仕候也

六月六日　　徳川茂承

宮内省　御中

之に關し宮内省より正院への伺は次の如し。

一皇城炎上後赤坂離宮ヲ不取敢假
皇居ト相成候處何分御手狹ニテ
御三方御合居御不自由被爲在候ニ付、是非
皇太后宮御所ハ別ニ御設相成度候處、今般正三位徳川茂承ヨリ別紙之通圖面相添邸
宅献上願出候ニ付、右邸宅相當之代價ヲ以テ御買上相成、更ニ皇太后宮御所ニ御仕向
相成度、仍て別紙願書並圖面共相添此段相伺候也。

明治六年六月八日　　宮内省

正院　御中

之に關して次の公文ありたり。

一、先般赤坂元紀州邸離宮御用ニ相成候哉ニ付、云々御申越之旨致承知候。右邸之儀ハ
徳川從三位ヨリ致獻上度段願出候ニ付、聞屆ノ御返トシテ相當之代價ヲ見積金貳萬
五千圓下賜候義申渡候。最其砌壹萬圓丈下渡殘リ壹萬五千圓ノ儀ハ追テ御下渡ニ
相成候都合ニ有之候處、右殘金之儀モ此度炎上に付、献上之内ニ取結差出度段、願出御
聞屆相成候次第ニ有之候。此段御答申進候也。

六月十四日　　宮内大小丞

土方大内史殿

是に於いて三條太政大臣より次の如き達ありたり。

一、赤坂假　皇居御手狹ニ付第三大區小拾三區正三位徳川茂承邸獻上之儀願之通被
聞食爲其賞金貳萬圓下賜候條、此旨可相達事。

太政大臣　三條實美

斯の如く萬端手續相濟みしを以て　皇太后宮は、明治六年十二月十九日御移轉相成り
し事、次の公文にて明かなり。

一、先般從三位徳川茂承獻上之青山邸假皇居御圍込相成、修繕向相整候ニ付、來ル十九日
午前十時
皇太后宮同所へ　御移轉可被遊候旨被仰出候。依テ此段申進候也。

明治六年十二月十四日　　宮内卿　徳大寺實則

右大臣　岩倉具視殿

斯くて明治七年一月二十八日より舊青山邸を青山御所と稱せらるゝ事となりたり。
前記公文書類に於いて、徳川茂承の位階を或は正三位となし、或は從三位となして區々
なりし事は、當局者の如何に繁忙なりしかを證するに足るべし。

後明治二十二年改築せられたることは、左記公文書にて明かなり。

青山御所改築落成ニ付別紙圖面之通及御引繼候也

明治二十二年十二月二十日　内匠寮

皇太后宮職　御中

青山御所改築建物坪數

一、總坪數　七百六十八坪〇三勺三才

右及御引渡候也

明治二十二年十二月二十日

第二　青山離宮時代

皇太后宮御住所たりし青山御所は、皇太后宮崩御後は離宮と稱せらるゝ事となれり。左の如し。

宮内省告示第二號

青山御所ヲ離宮ト定メラレ自今青山離宮ト稱ス

明治三十一年二月三日　宮内大臣

英照皇太后の御大葬の時、東京御發輦は明治三十年二月二日なりしを以て、離宮と爲りしはそれより滿一年の後なりしなり。

次に御靈殿に付き明治三十一年三月十四日九條道孝より田中宮内大臣への願書左の如し。

御靈殿取解材下賜類

今般青山離宮御靈殿御取解相成候趣傳承仕候處右は

英照皇太后陛下御由緒モ有之御建物ニ付該取解材下賜ヲ度此段奉願候也

是に於いて同月二十五日宮内大臣より内匠頭へ解材を九條道孝へ下賜すべき命令ありたり。

青山離宮は主殿寮の管理に屬せしが、明治三十一年十一月二十九日東宮職へ引渡されたり。斯くて赤坂離宮内へ鐵骨石造の洋館なる新東宮御所を御造營中、東宮は此の青山離宮へ御住ひになる事となれり。即ち同日中山東宮大夫より齋藤内事課長への通牒は左の如し。

皇太子殿下來十二月一日午前十時御出門青山離宮へ御移轉、東宮御所御造營中同所へ御住居被爲在候旨被仰出候條、此段及御通牒候也。

追テ御移轉ハ官報ヲ以テ告示されたり。

第三　青山御所時代

爾來明治末年迄は青山離宮と稱せられ、大正年代に至りても尙ほ斯く稱せられしが、大正三年七月以後再び青山御所と稱せらるゝに至れり。但、七月に於いては尙ほ青山離宮とせられし事次の如し。

青山離宮御座所廻リ及御二階家其他大修繕工事竣工候ニ付御引渡候也

大正二年七月十四日　　内匠寮

主殿寮

而して同年十一月に至りては、既に青山御所と稱せられたること次の如し。

青山御所御寢殿及御廊下御湯殿供進所其他增築建物右ハ豫テ匠甲二一四號追書ヲ以テ及通牒置候處、今般落成候ニ付圖面及鍵相添及引渡候也。

大正二年十一月五日　　内匠寮

主殿寮

是に依りて青山御所と稱せらるゝに至れることは、大正年代なること明らかなり。

第四　現時の規模

敷地坪數　約二八、四六八、〇〇〇坪

建物延坪數　四、六七三、六五六

内

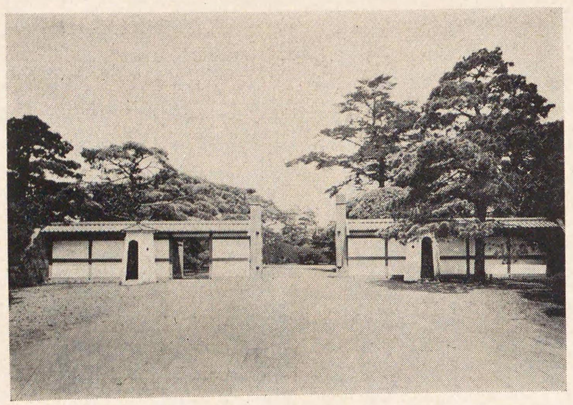

第八十四圖　青山御所正門

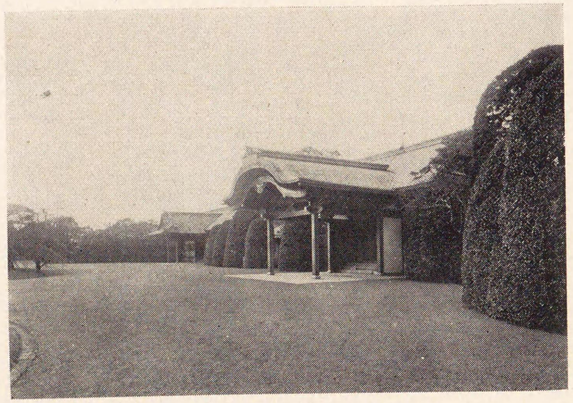

第八十五圖　青山御所御殿御車寄

御殿	三、一一七、六〇二坪
附属建物	一、五五六、〇五四

宮殿は和風木造にして、一部に鐵筋コンクリート造あり。御座所の一部は二階建なるも、其の他總て平家建なり。

御車寄、受附之間、表謁見所、内謁見所、御食堂、舊御座所、新御座所、御二階家、各事務所、女官部屋、調理所等より成り、外に能舞臺附屬す。

第三節　京都御所明治以前にも御所たりしもの

第一　概說

京都御所は京都市の北部にあり。現時の宮殿は安政二年の建築にして、其の一部は平安朝宮殿建築の形式たる所謂内裡の形式を傳へ、大に趣を異にせり。

現時の規模は大要左の如し。

敷地坪數	三三、九九八、〇〇〇坪
建物延坪數	五、五四四、一八八
本館	四、四四二、二四八
附屬舍	一、〇〇一、九四〇

宮殿は和風木造の平家建にして、紫宸殿、清涼殿、小御所、御學問所、常御殿、諸太夫之間、御車寄及び受附之間、迎春殿、御涼所、聽雪亭、花御殿、參内殿、女官部屋、及び臺所其の他より成り、外に北方棟を別にして飛香舍、皇后宮御殿、皇子御殿等あり。

第二　明治時代に於ける建物變動

明治二年東京遷都以來御殿等の建物に就いては非常なる變動ありしこと次の如し。

但、左記にある京都三御所とは京都御所、大宮御所、仙洞御所を云ふ。

明治六年三月京都三御所其の外の存續及び御不用撤却等のことを定む。御不用撤却の分は

一、恭明室本室並黑戸（明治九年三月取解材にて豐國神社及小學校建築開屆け）

二、皇后宮里御所構廻ヶ

三、禁中後院御春屋

四、御花畑構内山の者住居並土藏

明治十年十二月一日定め建物賣却分

一、舊御厩　二、里御殿　三、御春屋　四、學習院　五、舊一條邸

明治十三年九月京都御所取解の内を次の如く下賜

一、賢所假殿を護王神社へ

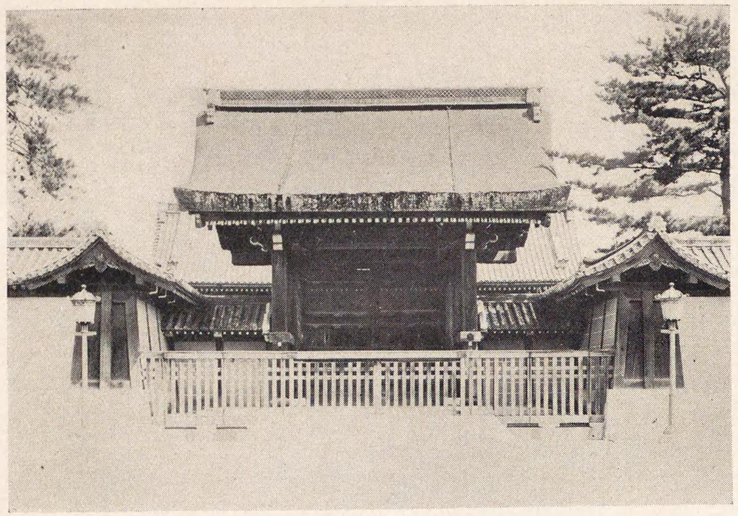

第八十六圖　京都御所建禮門

第八十七圖　京都御所承明門

第八十八圖　京都御所紫宸殿外部

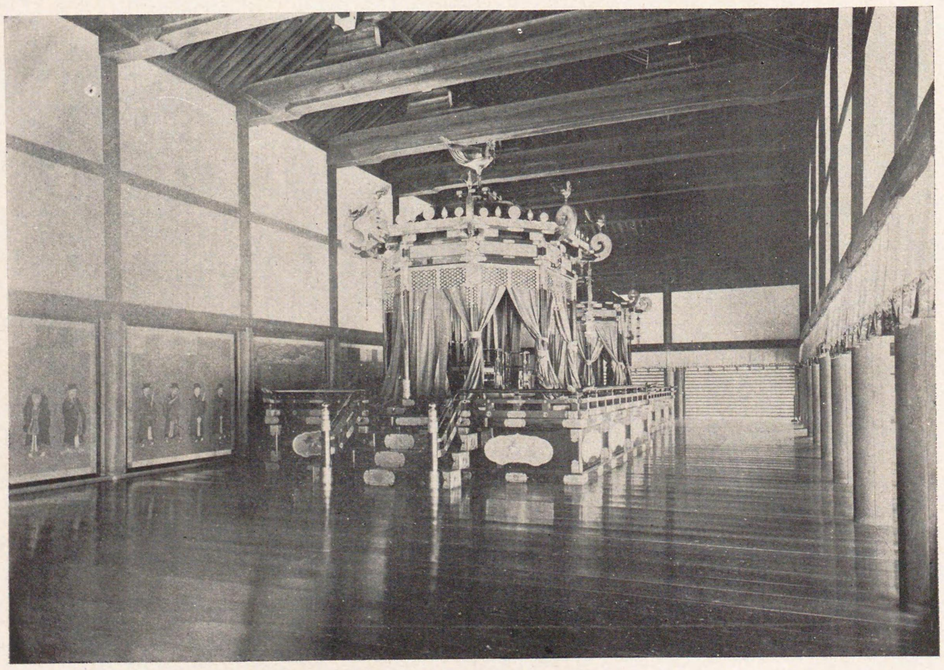

第八十九圖　京都御所紫宸殿內部

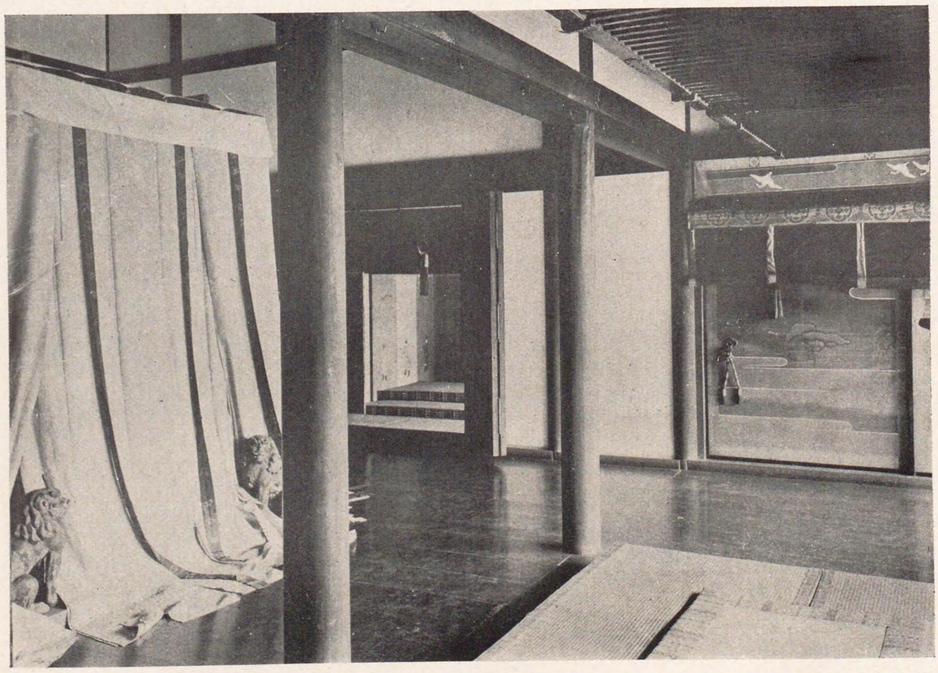

第九十圖　京都御所清凉殿內部

第九十一圖　京都御所清涼殿外部

第九十二圖　京都御所小御所外部

第九十三圖　京都御所御學問所外部

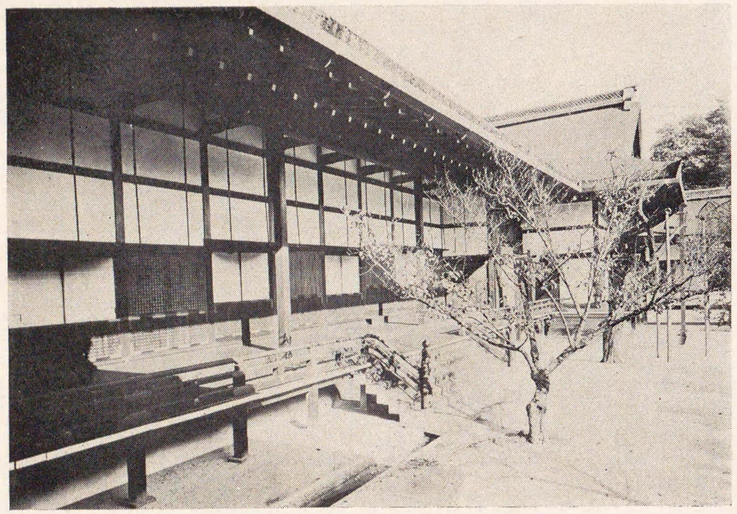

第九十四圖　京都御所常御殿外部

二、大宮御所取解の內宮御殿並皇后宮車寄を東本願寺へ
三、大宮御所取解の內御黑戸を本願寺へ
明治二十二年七月二十三日京都御所內侍所並神嘉殿を奈良縣へ下賜(橿原神宮建築)
其の他明治十九年宮內省支廳を廢し、主殿寮出張所を置き、建造物の撤去移築等多かりき。

第三　明治以後重要事項

慶應四年八月二十七日(九月明治と改元)紫宸殿に明治天皇卽位
明治二年東京遷都後宮闕は一時空虛となり、或は博覽會に貸付せらる。其の附屬として近衞一條の兩家(嘗て假　皇居とも成れり)に使用せられしが、後會場を大宮御所に移したり。仙洞御苑も一時會合のため開放せられたり。
明治五年以來一時保管を京都府に委托、更に維持の方法を講じ、大內保存係を置く。
明治九年大內保存の御沙汰あり。
琵琶湖疏水工事竣成に付明治二十三年四月車駕行幸。
露國皇太子遭難に付明治二十四年五月十二日急遽京都に行幸。
明治二十八年四月より數月間大本營を京都御所に置かる。
大正四年十一月皇室典範登極令により、七日　天皇神器を奉し京都皇宮に遷御、十日

即位の大典を擧げらる。

第四　防火設備

京都御所防火御用水のために特に水道管を敷設せんとするの議は明治三十二年以來調査を重ねたるところ明治四十一年に至り起工の議決定したり即ち明治四十三年一月十一日主殿頭より岩倉宮内大臣への上申次の如し。

一、抑京都御所ノ御建物ハ概ネ檜皮葺ナレバ現形ノ儘御保存ニ就テハ防火ノ施設最肝要ナルコト勿論ニシテ、既ニ先年九門内ノ舊公卿邸其他ノ建物取拂ニ相成タルモ、尙北方今出川御門外ノ民家ニ對シテハ距離僅少ナル爲メ防火上ノ懸念モ尠カラズ。依テ其當時御所内ニ用水溜ヲ新設シ、蒸汽喞筒ヲ備付ケラレタル次第ナリ。然ルニ從前ヨリノ御用水即チ鞍馬口ヨリ今出川御門内ヘ通スル水路ハ平常浚渫ヲ怠ラザルモ、夏季田用ノ爲メ其水下賜ノ慣例アルニ因リ、兎角御所ノ用水不充分ニシテ間々水ノ乏シキヲ覺エ、何分ノ詮議ヲ要スル折柄、京都府ニ於テ琵琶湖ヨリノ疏水工事ヲ起シ竣工ノ上十立方尺ノ水ヲ御所ニ獻スル由ニテ加茂水下シ木樋ヲ通シ、鞍馬口ニ於テ舊用水ト合併セシメ、御所内ノ用水ニ併用スルコトヽ相成タリ。然ルニ又此埋樋モ近年腐朽シ漏水多ク、爲ニ夏季ハ勿論降雨少ナキトキハ舊御用水ノ水量減少スルノミナラズ、或ハ御所内ノ御池涸渇シ續テ火防用ノ水溜其用ヲ爲サズ如此場合ニ近接ノ場所ニ火ヲ失シタルトキハ乾燥セル檜皮家根ニ火ノ粉落下スルモ水ノ缺乏スル爲、其防火ノ手段無之、誠ニ憂慮ニ堪ヘズ。且舊水路ハ路上ニ表顯スルヲ以テ不潔物ノ混流スルヲ免レズ。衞生上亦言フベカラザル虞アリ。就テハ第一疏水ノ水ヲ利用シ、御所内ニ消火栓設置ノ事ヲ取調タルモ、第一疏水蹴上ノ水溜ト御所トノ高低ノ差僅少ニシテ、假令設置相成トモ水勢微弱ニシテ紫宸殿其他重ナル御建物ノ棟ニ達セズ。依テ尙水溜ノ位置ニ付キ研究中今ヤ京都市ニ於テ更ニ新疏水ノ水口ヨリモ二尺ノ水下ニ水口ヲ設クルニ依リ、水量充分ナルヲ以テ更ニ九條家所有ノ大日山ニ用水溜ヲ設ケ、非常ノトキハ御所内ニ設ケアル消火栓ニ此水ヲ使用スレバ紫宸殿其他高キ家根ノ棟ニ達スル見込ニ有之候。此段上申候也。

是に於いて右主殿頭の上申は採用され、早速内匠寮に於いて之を取調べ、決行を内匠頭より伺出でたり。即ち左の如し。

立案明治四十三年一月
決裁同　年一月廿六日

京都御所水道敷設ニ關スル別紙主殿寮上申之趣審按候處事宜ニ適スルモノト認メラレ候ニ付、左按ヲ以テ關係各部局長官ニ通達可相成哉相伺候也。

按

京都御所水道敷設ニ關スル工事ノ設計豫算竝關係ノ向ヘ交渉等其寮ニ於テ取計

内匠寮

フベシ

右相達ス

一月二十六日執行濟

宮内大臣

是に於いて、六月十七日より工事着手の旨片山内匠頭より渡邊宮内大臣へ左の如く上申されたり。

京都御所水道敷設工事本日ヨリ着手致候間此段上申候也

附●●箋　明治四十五年六月十六日落成致可候也

京都御所紫宸殿前の廣庭は海面上凡そ百七十二尺にして御建物の高さ六十八尺ありて御所内の最高建物なり、其の他御常御殿清凉殿皇后御所等も高五十尺以上あり。三條蹴上に於ける第一第二の琵琶湖疏水の合流水面は、海面上二百六十九尺にして紫宸殿の御棟より二十九尺高しと雖も、尚は水壓を増すために、疏水日岡隧道の北口に接したるところに喞筒室を作り、大日山上に設けたる紫宸殿棟上百三十七尺の高さを有する大貯水池へ渦卷喞筒にて汲揚げ、夫より御所に達するまで亘長一里十丁間に敷設してある二十四吋直徑の鐵管には、特別裝置を施したる繼手を作りて導水せるものにして、御所内には延長五里二十七丁に亘る水管に七十二個所の防火水栓其の他の完全したる防火設備あり。平時は琵琶湖疏水路より御所内御瀧水に通水し防火用の爲には貯水池内水を高壓水栓に使用するものなり。

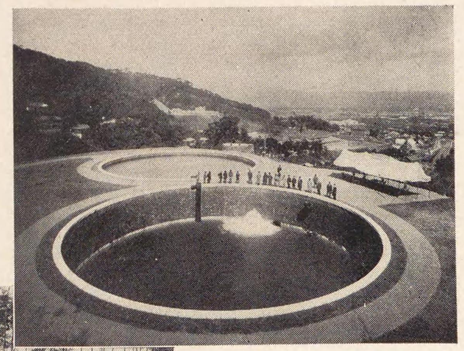

第九十五圖(其の一)　京都御所防火用大日山貯水池

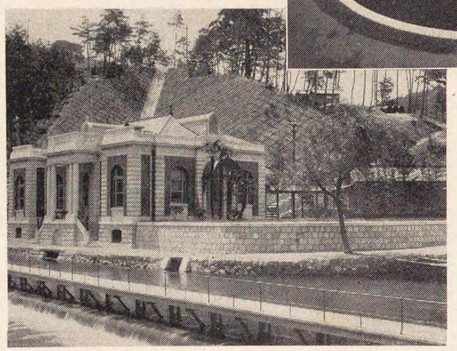

第九十五圖(其の二)　京都御所防火用蹴上喞筒室

第九十六圖　京都御所紫宸殿防火栓

明治四十三年一月京都帝國大學理工科大學教授田邊朔郎に內匠寮御用掛を仰付けられ、內匠寮技師山本直三郎、中川京都出張所長、林內匠寮技手等之に從事し、同年六月着手、明治四十五年二月九日本管注水、同四月一日高壓水栓試驗終了。工費四拾九萬餘圓なり。

前記の附箋は特に明治天皇の御思召によつて書加へられたるものにして、其の期限を誤らず完成を告げ特に侍從を差遣されて御滿足との御意が傳へられたものなりき。

第四節　大宮御所

第一　概說

大宮御所は京都市の北部に在りて、仙洞御所と共に別に一廓を爲し、京都御所の南東に位す。

慶應四年卽ち明治元年　皇太后此の御所に遷御せられ、後明治五年三月二十二日東京に行啓移住遊ばされしに依り、爾後常御殿、大車寄其の他接續の殿舍のみを存し、其の他を撤去せらる。

明治三十一年一月十三日英照皇太后東京に崩す。同二月三日靈柩京都に着し、此所に入御し、以て殯宮と爲す。同七日泉山月輪陵に喪葬せらる。

其の後屢々修理を加へ國賓入京に際し時に拜觀せしむることあり。

第二　現狀

敷地坪數　二六、八四八、〇〇〇坪（仙洞御所敷地を含む）

建物總坪數　六六六、一一九

內

御殿　四一四、〇九六

附建物屬　二五二、〇二三

宮殿は和風木造の平家建にして、御車寄、受附之間、御座所、常侍官詰所及び臺所より成り、外に近時增築せる事務所附屬す。御座所は凡そ十室より成る。

第五節　仙洞御所

第一　概說

仙洞御所は、京都市の北部京都御所の南東に位し、大宮御所と共に別に一廓を爲す。

安政元年炎上後其の外垣のみを修理して再び宮殿造營のこと無く荒廢に歸せしが、明治維新後庭苑に修理を加へ、其の保存を厚くせらる。

林泉は德川氏が後水尾上皇のために特に意を用ひて作りたるものなり。

第九十七圖　京都大宮御所御殿全景

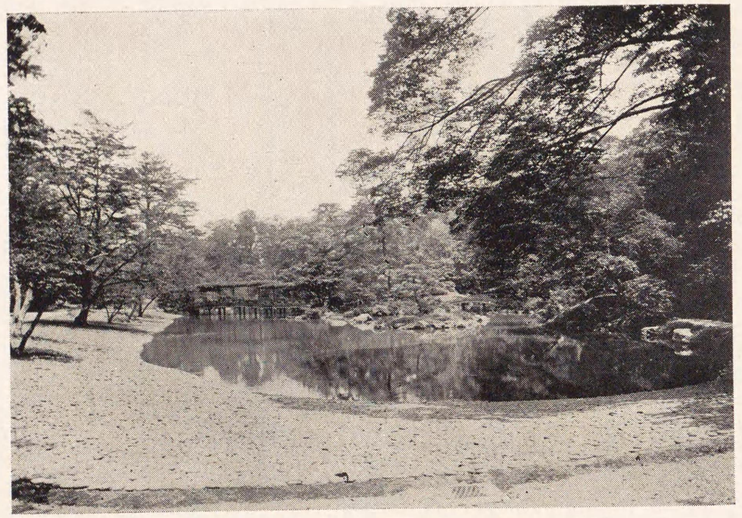

第九十八圖　京都仙洞御所苑池

明治六七年の交、公園に定められ、京都府へ引渡されたり。府は三年契約を以て之を博覽會社へ貸付せしが、明治七年十一月觀覽人稀少維持致し難き旨にて返上したり。京都府は更に許可を經て、博覽會場として建設せしが、明治四十二年八月二十五日地所、樹木、庭石、石燈籠、石垣石凡て返上あり、依りて內匠寮に於いて之を管理することゝなれり。

第二　現　狀

宮殿と稱すべきもの無く、舊時の庭苑殘り僅に一二の數寄屋建築存するのみなり。卽ち御所の名は存するも一禁苑たるに止まるのみ。

建物總坪數　五十六坪一合四勺六才

但、御殿なし

外に

舊桂宮內建物　三百〇六坪七合八勺九才　但御殿なし

京都御苑內同　千六百〇四坪三合七勺二才但前同

第四章　御殿

第一節　皇子御殿

第一　概説

皇子御殿は、東京市赤坂區青山御所内に在り。元御降誕所として明治八年新築せられたるものにして、後改築又は増築を行ひたり。明治二十八年以後皇子御殿と稱せらるるが、大正二年以後皇子御殿と稱せらる。

第二　建物の沿革

明治八年二月　一、梅御殿建築　二百四坪五合三勺

同　七月　一、梅御殿續き建家取建

同　十年　一、梅御殿修繕　皇子御降誕に付

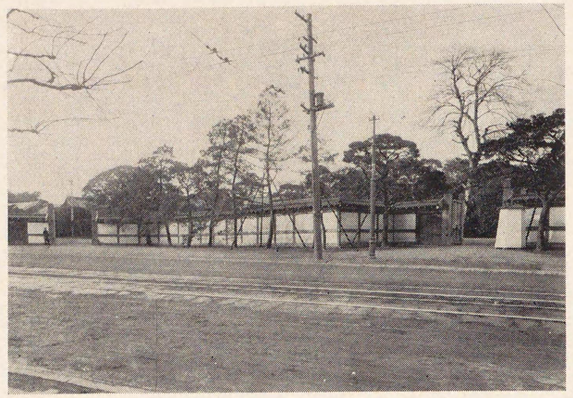

第九十九圖　皇子御殿正門

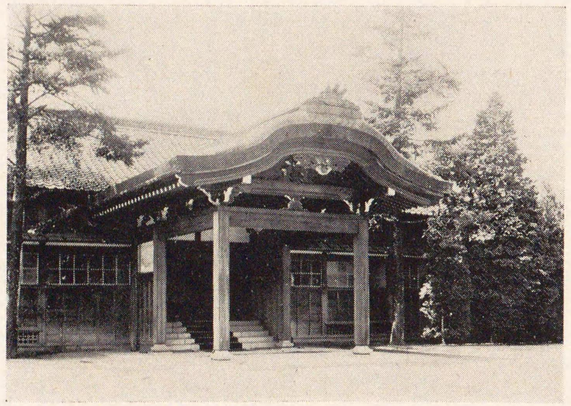

第百圖　皇子御殿御車寄

同　十三年
一、青山御產殿修繕假湯殿建增模樣替等
同十七年四月
一、御產所修繕
同二十二年
一、御產所改築
同二十九年
一、御產所手入　泰宮御降誕に付
同三十八年五月
一、皇孫假御殿板屋根其他修繕
同四十一年十月
一、皇孫假御殿建增其他　四十三年十一月竣工
建增二百九十一坪二合三勺八坪
曳建　百五十坪
大正四年三月
一、皇子御殿調理所脇庖丁詰所增築　四月竣工
七坪二合

第三　公文書

最初此の建物は御降誕所として建築せられたること次の公文書の如し。

御降誕所新築費用別途御渡之義上申

一、今般權典侍柳原愛子姙娠ニ付、御降誕所新規建築致度就テハ右費用別冊概算之通ニ候間、定額外別途御渡相成度尤本年第百六號第百十九號御達書之趣モ有之候得共前件御用柄無餘義次第ニ付特別之御評議相成度、此段及上申候也。

明治七年十月十日　　宮内卿　德大寺實則

太政大臣　三條實美殿

伺之趣聞屆建築の儀別紙ノ通、工部省へ相達候條同省へ可協議事。

明治七年十一月二十二日　(印)

斯の如く新築の儀は決裁になりたれども、仕樣繪圖面共不明なりしに付き、左の通り左院書記官より宮内省へ照會を發せり。

權典侍柳原愛子姙娠ニ付御降誕所新築之義御伺出相成候處右仕樣繪圖面共御取調早々御回シ有之度此段申入候也。

七年十月十三日　　左院財務課掛ヲ　書記官

宮内大少丞御中

是に於いて繪圖面及び仕樣書を取揃へ宮内省側より左院へ送付したり。

權典侍柳原愛子姙娠ニ付、御降誕所新築之義及上申候處、右仕樣繪圖面共取調早々御廻可申旨御懸合ノ趣致承知候。則別紙仕樣帳一冊繪圖面一枚差出候間、御落手有之度此段御答旁申入候也。

七年十月十八日　　宮内少丞

左院財務課掛ヲ　書記官御中

仕樣書中には建坪二百四坪五分三厘、本家軒高石口上端より軒桁外面迄一丈五尺、床高畳上端より二尺八寸内法六尺軒出端二尺屋根寶形造、切込棧瓦葺などゝあり。其の他詳細仕樣を書きあり。尚ほ符箋にて但圖面は七年十月廿三日柳原正二位殿へ借進とあり。

概算は金九千五拾壹圓五拾錢

さて明治七年一月より諸官省の工事は總て工部省の管掌なりしを以て、同年十一月二十二日附三條太政大臣の指令には工部省へ相達候とありたるなり。然るに宮内省に於いてはそれに關係なく自省にて着手し、着々工事を進捗せしなり。即ち左の如し。

御降誕所建築之義ニ付去月二十二日政府ヨリ御省へ御達之旨モ有之候處其後及御照會候通リ於當省既ニ着手即今落成之運ニモ候間別紙之通正院へ可上申ト存候間御差支有無至急御回答有之度依テ別紙相添此段及御照會候也

七年十二月五日　宮内卿　德大寺實則

工部卿　伊藤博文殿

御降誕所新築費用別途御渡之義ニ付上申

御降誕所新築費用之義先般概算高金九千五拾壹圓五拾錢別途御渡相成度段及上申置候處、着手以來別紙繪圖面朱引之廉々模樣替其他板圍下水道敷追々增加致シ、且、至急竣工候ニ付、自然入費相嵩ミ金千百五拾壹圓八拾錢六厘相增候ニ付、總高金壹萬貳百參圓參拾錢六厘別途御渡相成度、依テ別紙繪圖面相添再應致上申候間、至急御指令相成度、此段申進候也。

明治七年十二月二十五日　宮内卿　德大寺實則

太政大臣　三條實美殿

斯くて工部省は工事實行權ありしに拘らず、便宜上宮内省に於いて實行せしなるべし。

次に明治三十八年次の如き達ありたり。

一、廻宮淳宮兩殿下沼津ヨリ御歸京ノ上ハ青山離宮内御產所ヘ御居住被爲遊候ニ付自今御產所ヲ皇孫假御殿ト稱ス

省中一般

明治三十八年二月二十七日　宮内大臣

次に燈火に關して明治四十一年村木東宮太夫より田中宮内大臣へ差出したる左の如き公文書あり。

一、皇孫假御殿ニ於テハ是迄御座所其他共夜間燈燭使用致置候處右ニテハ不便少カラズ候間、此際電燈御取設相成候樣致度此段稟申候也。

大正年代に至りては、皇孫假御殿なる名稱が皇子假御殿と變更されしことは自然のこととなり。

又大正二年に於いて左の達あり。

大正二年九月二十二日

自今皇子假御殿を皇子御殿ト稱ス

第四　現　狀

建物總坪數　一、一八四、六一六坪

内

御殿　九〇六、四九七

附屬建物　二七八、一一九

第二節　麻布御殿

第一　概　說

麻布御殿は東京市の西南部麻布區にあり。元梨本宮邸其の他の地にして富美宮、泰宮兩内親王の御殿たりしものなり。即ち明治二十六年一月富美宮御殿の建築起工、同年十一月竣工、更に三十一年四月泰宮御殿建築起工、翌三十二年五月竣工、其の後も多少改築を經て今日に及ぶ。

御殿の名稱に關して次の達ありたり。

富美宮、泰宮兩殿下御住所麻布區御料地同第二御料地區域内ヲ自今麻布御殿ト稱セラル。

明治四十年十二月二十一日　　省中一般

宮内大臣

第二　現狀

敷地坪數	一〇、〇六七、〇〇〇坪
建物總坪數	一、四〇九、六五九
御殿	八三六、八九九
附屬家	五七二、七六〇

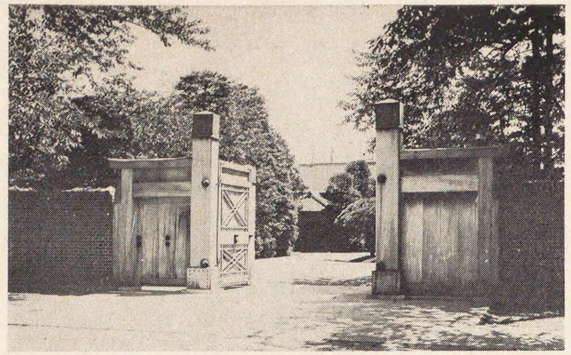

第百一圖　麻布御殿正門

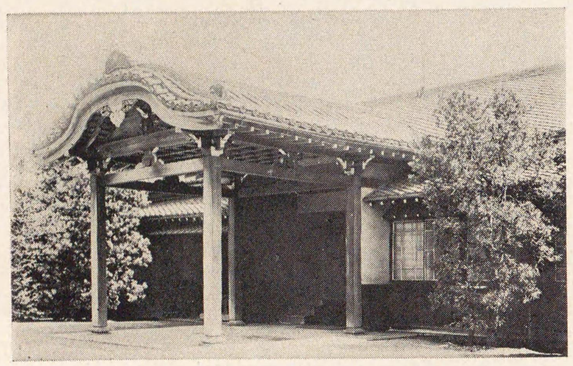

第百二圖　麻布御殿御車寄

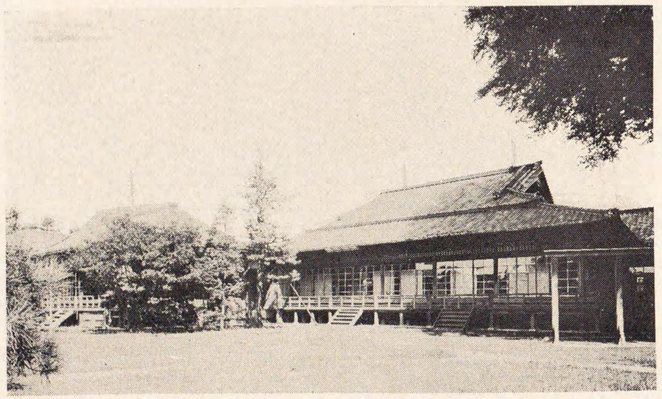

第百三圖　麻布御殿外部

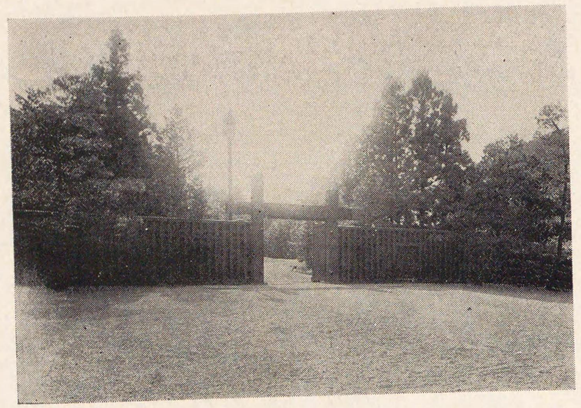

第百四圖　日光田母澤御用邸正門

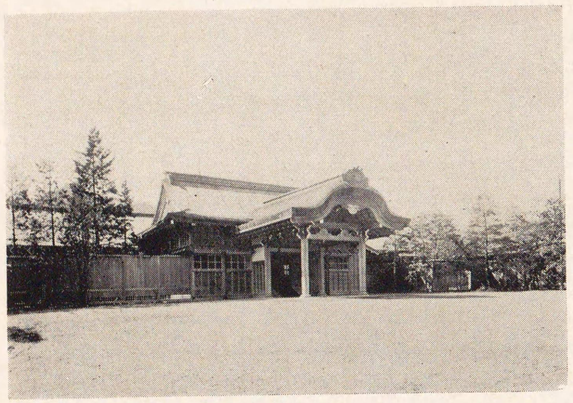

第百五圖　日光田母澤御用邸御殿御車寄

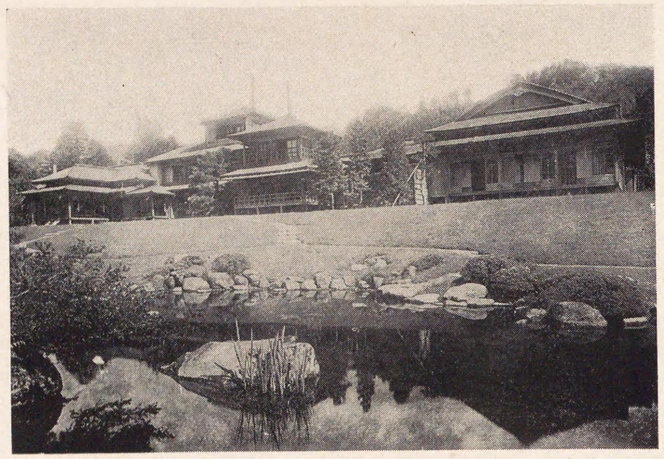

第百六圖　日光田母澤御用邸御殿外部

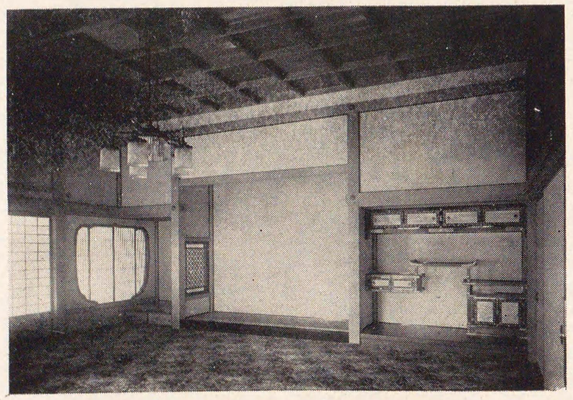

第百七圖　日光田母澤御用邸御殿內部

第五章　御用邸（明治時代に新築せしもの）

第一節　日光田母澤御用邸

第一　概　説

日光田母澤御用邸は栃木縣日光町に在り。明治三十一年四月小林竹雄其の他所有の民有地を買收し、翌三十二年一月宮殿建營の工を起し、同年七月其工殆んど了り、茲に日光田母澤御用邸と稱せらる。新營の宮殿は赤坂離宮所在元紀伊德川氏邸宅の一部を移築し、買上民家に改造を施し、之に增築を行へるものにして、其の後時々增改築ありて、近時更に大增築を施せり。

宮殿は和風木造にして、一部は二階及び三階建其の他は總て平家建なり。御車寄、受附之間、各事務室、皇族休所、謁見所、御玉突所、御食堂、聖上御座所、內謁見所、皇后宮御座所、調理所及び女官部屋其の他より成り、其の中公用室及び事務室は立式にして私室は座式又は立式を併用す。

第二　現　況

敷地　三二、五三五、四五〇坪
建物　二、四四九、九七八
内譯
宮殿　一、七四二、二〇八坪（内附屬邸三八二坪八二）
附屬建物　七〇七、七七〇（内附屬邸四〇坪七五〇）

第二節　宮ノ下御用邸

第一　概說

宮ノ下御用邸は、神奈川縣足柄下郡溫泉村底倉に在り、明治二十七年皇女富美宮允子内親王の爲め建築せしものにして、同年十二月敷地を買收し、直ちに建築の工を起し、翌年八月竣工せるものなり。其の後御用邸の規模に時々多少の變遷ありき。

宮殿は和風木造平家建にして、一部は二階建とす。御車寄及び受附之間、各事務所、御座所、調理所及び女官部屋等より成る。

第二　土地と新築

初め富美宮御養育主任林友幸より宮の下に御用邸新築の件を申出でたるに依り、其の向に於て土地購入費として貳萬八千餘圓新築費として貳萬參千餘圓を豫算に見込みたること次の如し。

一金貳萬八千貳百七拾四圓也　内藏頭
　但神奈川縣足柄下郡溫泉村大字底倉字北畑民地購入代金
　右金額御資部ヨリ御料部ニ移入方取計フベシ　宮内大臣
　明治二十七年十二月十三日
是より先、同年十月御用邸新築費として次の如く經費を見込みたり。
立案明治二十七年十月五日
二十七年度臨時費
宮殿費　宮殿土木費　宮ノ下御用邸新築費
一金貳萬參千四百貳拾壹圓六拾錢五厘　二十七年度所屬
　但箱根宮ノ下御用邸新築費支出　二十八年度所屬
　内
　金壹萬圓
　金壹萬參千四百貳拾壹圓六拾錢五厘

×

右者箱根宮ノ下へ御用邸新築ノ義富美宮御養育主任林友幸申出ニ付、經費取調候處、本行之金額ヲ要候。該費額ヲ目途トシ、着手致度、費途ノ義ハ豫算外支出相成度此段稟議候也。

但内譯明細書ハ追テ取調ノ上上申可致候

右の如き土地買上の件及び御用邸新築費の件は、明治二十七年十月十日決定され、直ちに履行されたるなり。其の時の規模は次の如し。

一、總建坪二九五坪、二一二

内

甲　六六坪、一五〇　御座所、御湯殿、御厠

乙　一二四、九四五　車寄、受附、侍醫局、侍女屬官詰所、女中部屋、台所、湯殿、便所、門番所、薪炭物置

丙　七五、五一七

丁　二八、五〇〇

而して溫泉村底倉の御用邸の面積は二千五百四十六坪なりしが、後明治四十一年八月二十八日に至り更に附近なる宮城野村の土地千百五十五坪を買ふことゝなれり。これ御膳水水源地として御買上になりたるなり。是に關する公文書を掲くること次の如し。

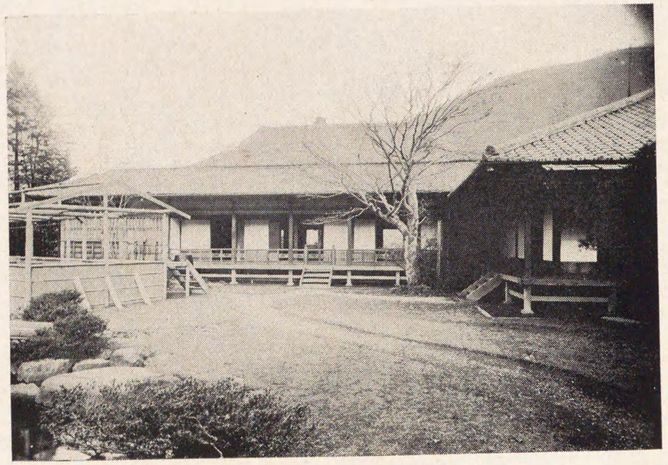

第百八圖　宮ノ下御用邸御殿外部

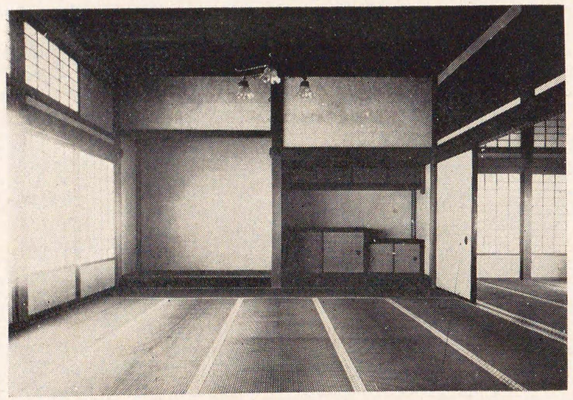

第百九圖　宮ノ下御用邸御殿内部

民有地御買上ノ件

箱根宮ノ下御用邸御膳水水源地御買上之儀ニ付別紙之通リ主殿頭ヨリ照會有之候ニ付、局員ヲシテ實査爲致候處、買上見込地ハ別紙甲號調書ノ通相模國足柄下郡宮城野村字二ノ平千百二十五番以下七筆ニシテ、其合反別三反十九歩外畦畔一畝十歩ニ有之候。而シテ其代價ハ乙號調書之通返納地之分ハ毎坪貳圓又林地(安藤兵治ノ所有ニ係ル千百二十八番ハ地目畑地ナルニ實際ハ新植林地ニ有之候)ノ分ハ毎坪貳圓ノ外ニ新植以來ノ年數ニ應ジ、費用價ヲ加ヘタル貳圓貳錢貳圓參錢貳圓四錢合計千八百五拾圓七拾五錢ニテ買上ニ應ズベキ旨各所有志ヨリ夫々申出別紙丙號ノ通リ、請書ヲモ差出申候。右代價ハ地方相當ノモノト認メ候條、御買上ニ相成リ、該買上費ハ御資部ヨリ御料部ヘ移入ノ事ニ致度、尤モ本買上地ハ御用邸ノ水源地トシテ適當ノモノナル事及其水量カ將來御用邸ノ御使用ニ堪エ尙ホ從來引用者ノ使用上ニ差支ヘザル事等ニ付テハ内匠寮ニ於テ充分調査ヲ遂ゲタル趣ニシテ御買上ノ區域ニモ圖面附箋ノ通變更ヲ來タセシハ精査ノ結果ニ依ル義ニ有之候。此段相伺候也。

追テ本文土地御買上濟ノ上ハ内匠寮管理トシテ引渡申度此段添申候也。

第三　現況

宮ノ下御用邸は底倉に在りて、其の廣袤東西八十九間五分六厘、南北五十三間六分一厘、

面積二千五百四十六坪あり。總て普通御料地なり。外に西方凡十町にして同郡宮城野村二ノ平ニ水源地千百五十五坪あり。又其の西南二町余にして溫泉湧出地三坪あり。

土地面積	三、七〇四、〇〇〇坪
建物總坪	四六〇、六〇九
内 御殿	三五〇、九二四
附建物屬	一〇九、六八五

第三節　靜岡御用邸

第一　概說

靜岡御用邸は靜岡市追手町に在り。明治三十二年六月民有地を買收し、直ちに建築の工を起し、明治三十二年九月十一日地鎮祭を擧行し、同三十三年四月五日竣工せり。本建物には元神戸御用邸改築着手の處中止となりしに付、該材料を轉用せしものなり。

建築工事關係者は次の如し。

技師　木子清敬
技手　八田巳之助

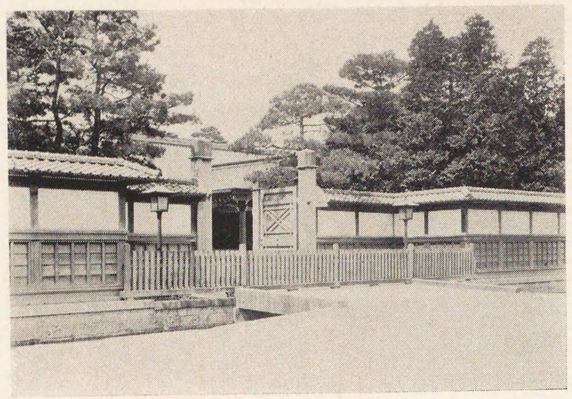

第百十圖　靜岡御用邸正門

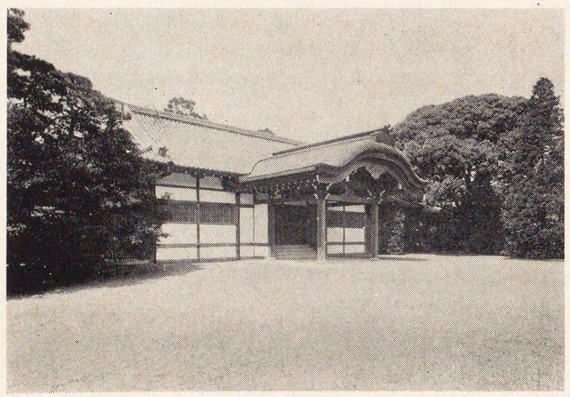

第百十一圖　靜岡御用邸御殿御車寄

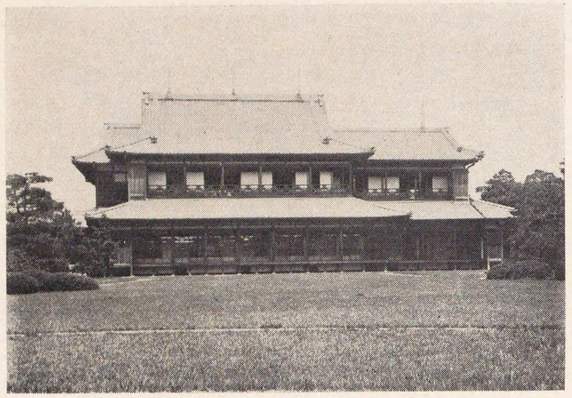

第百十二圖　靜岡御用邸御殿外部

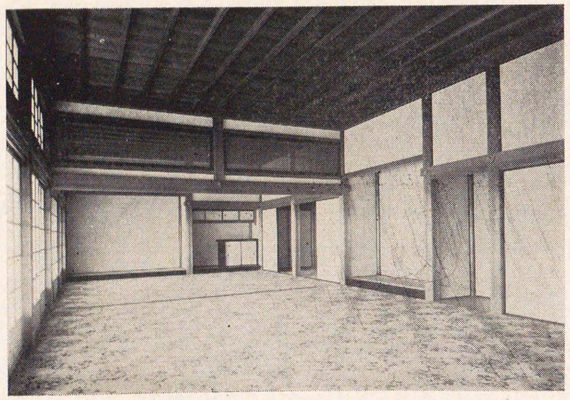

第百十三圖　靜岡御用邸御殿內部

又最初の規模は次の如くなりき。

土　地　一、九五三、八一〇坪

建物總坪數　四〇三、一九八

内

初　層　二九二、〇九八

二　層　一一一、一〇〇

經　費　四萬五千六百貳拾壹圓八拾壹錢七厘

但、以上御殿ノ外仕人及び省丁詰所及び附屬雜工事費ヲモ含ム

以後漸次土地を買收して御料地に編入せり。明治三十二年十一月七畝十一歩四三九を編入し、同年十二月には官有地四畝二十八歩四五八を、又三十三年五月には大谷嘉兵衞所有地二反五畝二十八歩七七を、次に三十四年十一月には五反六畝一六二の民有地と六畝十五歩五二の官有地を御料地に編入したり。

後大正十三年に至り隣接帝室林野管理局土地一千〇四十三坪餘及び廳舍建物二百五十八坪二六を合せ宮殿に連結せり。

宮殿は和風木造二階建にして、御車寄受附之間附近、御座所、各事務所、調理所及び女官部屋等より成る。

第二　現況

土地　五、九〇〇、二四〇坪

建物　一、一五九、四二八

内　宮殿　八五九、一七一

附屬建物　三、〇〇、二五七

第四節　熱海御用邸

第一　概説

熱海御用邸は靜岡縣田方郡熱海町に在り。明治十六年敷地を買收し二十一年九月宮殿造營の工を起し、翌二十二年六月竣工す。

宮殿は和風木造にして、一部は二階建、其の他は平家建なり。御車寄、受附之間、御座所、各事務所、女官部屋並に調理所等より成る。

第二　土地と新築

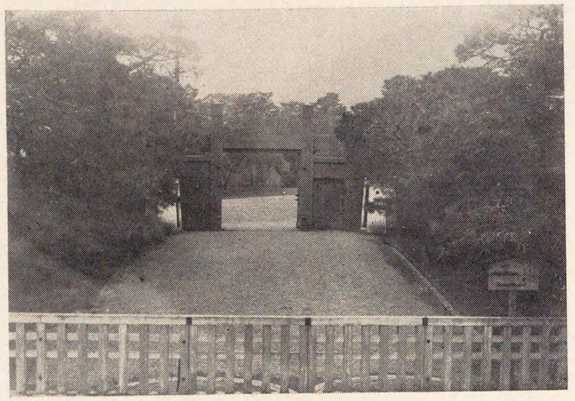

第百十四圖　熱海御用邸正門

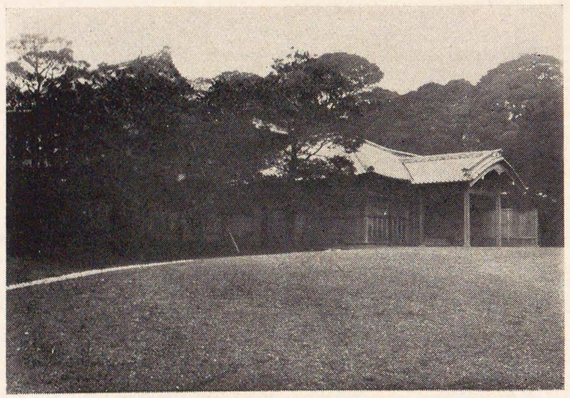

第百十五圖　熱海御用邸御殿御車寄

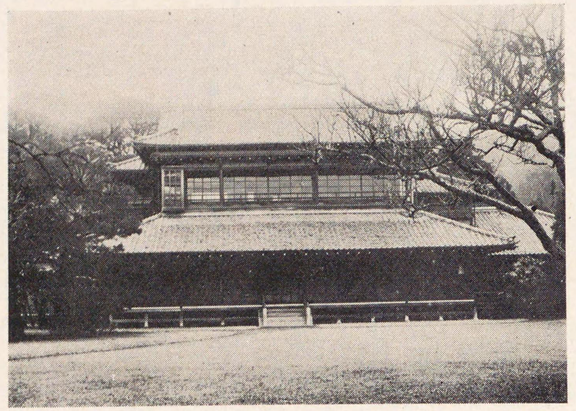

第百十六圖　熱海御用邸御殿外部

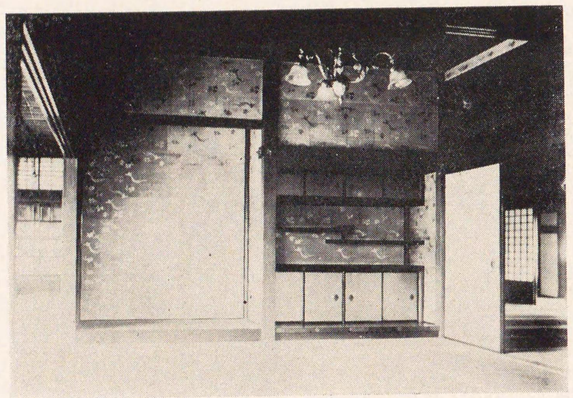

第百十七圖　熱海御用邸御殿內部

公文書によれば、最初岩崎彌太郎より熱海の土地を讓受け、其の代りに東京府下染井及び皂原の地所を買ひて岩崎に與へられたるなり。公文書左の通り。

一、明治十六年二月十日宮内卿德大寺實則ヨリ左記地所相當代價ヲ以テ讓受度ニ付、周旋方岩崎彌太郎ヘ依頼ニ對シ、岩崎彌太郎ヨリ該地所差出方申出タルヲ以テ、地種組替ヘ官有地第一種皇宮地附屬ニ編入方太政大臣ヘ上申七月十日上申ノ趣聞屆ラレ九月二十四日受授ヲ了ス。

伊豆國加茂郡熱海村地内字清水田　自九百〇七番地　至九百十八番地

所有者三菱會社々長岩崎彌太郎

地積　二千六百十坪

此評價格壹萬參千〇五拾圓也

附　記

前記土地差出ノ代地トシテ左記地所ヲ買上ゲ六月二十五日岩崎彌太郎ヘ下賜セラル。

東京府下本郷區駒込片町外字染井　自六番地　至十一番地

畑地八千二百六十五坪

此價格壹萬參千〇參拾圓六拾錢

東京府下北豐島郡上駒込村字皂原三百七十九番地

宅地三百三十二坪
此價格參百參拾圓六拾錢
所有者藤堂高潔

一、明治十七年七月十日左記買上
伊豆國加茂郡熱海村字清水田（自八百六十六番地至八百六十八番地）及（自八百七十一番地至八百七十四番地）
所有者久寢平三郎外四名
坪數七百二十七坪
此價格千六百六拾壹圓

以上の如く地所を御料地へ編入成りたる後、四年にして御殿の建築に着手されたるなり。即ち

一、明治二十一年十月大臣達ニヨリ御殿其他新築工事ニ着手シ、同年十二月竣工。

一、明治二十二年二月四日主殿寮へ左記建造物ヲ引渡ス。
宮殿總建物二百四十七坪九合二五
但階上二十七坪三三六ヲ含ム
表門檢番所十二坪三七五
供溜所　六坪
御厠取捨所一坪

總便所　七合五勺
御車及各部局物置所　十五坪
吹井戸　二ヶ所
（以下柵垣等省略）
以上建築費壹萬貳千八百貳拾貳圓五拾五錢五厘
表門内外石垣築替其他　壹千參百八拾四圓參拾五錢
溫泉並飲用水引方其他　壹千九百參拾九圓七拾參錢六厘
庭園費　六百〇五圓六拾貳錢
雜費　百七拾壹圓四拾七錢四厘

第三　溫泉

御料地より湧出せる溫泉は、御用邸に引用の外古來の慣習に從ひ、所在人民の使用をも差許され、明治四十一年左記情願及び陳情有り。之に對する帝室林野管理局長官と靜岡縣知事との間に於ける交渉文書は省略す。

請願書

靜岡縣田方郡熱海町熱海　石渡喜一

一、熱海御料間歇溫泉近來著シク減少ニ付、復舊ノ爲メ謹テ請願仕候。右靈泉ハ太古ヨ

リ湧出シ、其效驗著シク浴客ノ遠近ヨリ群集セシコトニ里俗ノ傳フル而已ナラズ、古書ニ於テモ屢々散見スル處ニシテ之ガ溫泉源地タルヤ德川三代將軍家光公ノ時掘者等祖先ニコノ源泉地保護ヲ命ゼラレ就テ御汲之湯ト稱シ、幕府ノ命ニ依リ原泉地ニ至リ卽チ溫泉ヲ樽詰トシテ江戸御本丸マデ陸送スルヽ御用ヲ勤メ、其功勞ニ依リ湧出溫泉ニ對シテ永世占有權ヲ與ヘラレタル者ニ御座候。其事蹟ハ既ニ幕府ノ頃ハ大湯引用者ニアラザレバ溫泉宿營業ヲ許サレザルノ習慣ヲ遵守致シ來リ候、爲メ、原泉地ニ異狀無之保護ノ任務ヲ果シ、來候時世ノ變易之ガ官有ト相成、明治十七年靜岡縣廳ハ幕府ノ遺志ニ依リテ原泉地保護ノ一策トシテ溫泉場取締規則ヲ發布セラレ、之ガ原泉保護ノ法方ヲ相講ゼラレ候。明治二十二年御料財產ニ御編入相成候テモ舊慣ヲ御採納特別ノ御詮議ヲ以テ從前之通溫泉引用ヲ差許サレ、御宏恩ニ沐浴致來候。然ルニ去ル明治三十七八年來コレガ舊慣ト縣會トヲ無視シ、各所ニ溫泉ノ濫堀セルモノ有之、隨テ間歇溫泉湧料ニ減少ヲ認メ候ニ付、之ガ復舊ノ爲メ種々奔走ノ結果、三十八年中一度埋立テタルモ、近來ニ至リ濫堀又濫堀遂ニ晝夜六回ノ湧出ヲ二回マデニ減少セシメ候。只ニ回數ノ減少而已ナラズ其泉量ノ減少ハ實ニ甚シク御座候。如斯異狀ノ變動ヲ來シ候テハ數百年來此ノ靈泉ニ依リ衣食致シ候途ヲ失シ候ノミナラズ、御廳ニ對シ原泉地保護ノ任務ヲ欠キ、今更申譯無之次第ニ御座候間別冊帝國大學教授本多光太郎寺田寅彥ノ調査ニ依レバ濫堀泉ヲ埋立ツレバ復舊スベシトノ意見ニ基キ、二三年來之ガ復舊ノ爲メ當路ノ官所ニ謀リ或ハ知事ニ迫リ候モ、何分復舊ノ途ヲ講ゼラレズ、最早如何トモ致方無之候掘者祖先ヨリ今日ニ至ル迄實ニ永年ノ間乍不及保護ノ任務ヲ盡シ來リ候テ掘者等ノ時ニ至リ、其保護宜敷ヲ缺キ世界ニ冠タル靈泉ヲ一朝ニシテ相失フニ至テハ實ニ百年ノ恨事ニ御座候間、何卒願意御採納特別ノ御詮議ニ附セラレ、間歇溫泉復舊相成候樣被成下度、別紙參考書類相添ヘ此段奉請願候也

明治四十一年五月二十八日

右

石渡喜一
對木敬助

帝室林野管理局東京支廳長
帝室林野管理局主事　鹽野健殿

參考書

本多光太郎
寺田寅彥

熱海間歇泉ノ調査

一、熱海ノ間歇泉ハ海拔二十二米突ノ高サニアツテ一晝夜五回規則正シク噴出スル。噴出ノ模樣ヤ週期ハ殆ンド一定シテ其規則正シイコトハ外國ニモ多ク類ヲ見ナイ。

昔ハ普通ノ間歇泉ノヨウニ眞上ニ噴出シテ居ツタノヲ危險ダト云フノデ、後ニ孔口ノ上ニ岩組ヲ作リ横ニ吹カセル事ニシタ爲メ、其壯觀ヲ失ツタト云フコトデアル。孔口ハ主要ノモノガ一ツト外ニ岩組ノ下カラ分レタ小サイ口ガ二ツ。此三ツハ露出シテ外ニ尙ホ一ツ敷石ノ下ニ蔽ハレテ見エヌノガアル。此口カラ出ル湯ハ地下ノ樋ヲ通ツテ御用邸噴汽館等ヘ分配サレル。多數ノ溫泉宿ニ引イテアル所謂大湯ト稱スルモノハ他ノ露出セル三ツノ口カラ出ルノデアル。

初テ湯ノ現ハレル頃ヨリ全ク噴出ノ終ル迄殆ンド二時間其内最モ烈シイ間ガ一時間位デアル。ソノ後二時間半位ヲ經テ次ノ噴出ガ始マル。カクシテ一晝夜ニ五回宛噴出スルノデアルガ、時ニハ長湯ト稱スル特殊ノ不規則ナ湧キ方ヲ始メ、長キハ十二時間モ休ミナシニ蒸氣ト湯ヲ交互ニ噴出シ終レバ長時間全ク噴出ヲ休ムノデアル二三十年以前マデハ毎日一度位ヅヽ長湧キガ有ツタガ、近年著シク度數ヲ減シ、一昨年十一月ニ一回アツタ後、今日ニ到ルモ未ダ長湧ノ報ニ接シナイ。露出シタ三口カラ一回ニ出ル湯ノ量ハ百八十四石ヲ噴汽館、及御用邸等ニ流レル量ハ五十六石デ合計二百四十石位ニナル。之ニ蒸氣ヲ凝結トシ水ノ形トシタルモノト約三石ノ湯ガ得ラレル右ヲ合シテ二百五十石内外ト見レバ一晝夜ニハ千三百石ノ熱湯ヲ噴出スルコトヽナル。

五月二十六日ノ長湯ハ大湯ノ著シキ減衰ヲ來シタ時期ニ起ツタカラ多少異ナル所モアルガ、大體ノ模樣ハ一月ノト變リハナイ。此長湧ハ五月二十七日午前四時四十分第四項ノ噴出カラ始マツテ、午後十時十五分マデ續イタ。其後ノ件ハ翌日午後九時マデ續イテ漸ク勢弱キ湯ノ不連續的流出ガ始マツタ此流出ガ四時間半續イタ後半ハ蒸氣ヲ交ヘタル湯ノ連續的噴出ヲ始メ、其翌日卽チ二十九日午後六時マデ續イタ、夫デ恰モ長湧カ二度繰返ヘサレタ樣ニナツタ。一月ノ長湧ニハ之ニ相當スル湧ハ僅カ三時間位デスン.ダ。此第二次ノ長湧ノ後二時間ヲ經テ頻繁ナル通常湧ヲ始メ一晝夜ニ六回モ噴出シタ此長湧前ハ大湯ノ減衰ニ依テ一晝夜ニ三回半デアツタカラ、六回ノ噴出ハ著シキ增加ト言ハナケレバナラン。夫ヨリ次第ニ回數ヲ減シ六月九日ニハ既ニ三回半ニ復シタ。

熱海デハ數年前ヨリ諸所ニ堀拔井戸ヲ堀テ溫泉ヲ掬取リ自家ノ使用ニ供スルモノガアツタ。多クハポンプノ力デ掬取テ居ルガ、二三ノ井戸ハ自カラ絕エズ流出シテ居ル。昨年以來鑽井ガ一ツノ流行ノヨウニナツテ競ツテ堀ル樣ニナリ井戸ノ數ガ二十以上ニナツタ然シ余リ能ク湯ノ出ルノハ無カツタガ、本年三月二十七日ノ決口ノ湯ノ噴出ハ實ニ非常ナモノデ、熱湯ガ直徑五六糎モアル。湯槽ノ口ヲ半バ充シツヽ、絕エズ流出シタ。米倉ノ井戸ノ噴出ハ又一層盛デアツタ。決口ノ湯ノ三四倍ノ量ガ恐ロシイ勢デ噴出シタ。夫ヨリ二日ヲ經テ二十四日ニ於ケル樋口ノ井戸ノ噴出ハ米倉ノニハ及バナイガ中々盛ンナモノデアツタ。決口ノ湯ノ噴出後大湯ノ噴

出ノ回數ガ少シ減ツテ五月一日頃ニハ四回八分同月二日頃ニハ四回四分トナツタ然シ毎回噴出ノ模樣ハ全ク變化ヲ受ケナンダ後米倉ノ噴出デ少シ。週期ガ延ビ、次テ樋口ノ噴出ヲ再ビ週期ガ延ビ五月二十六日ニハ已ニ三回六分ニ減ジタ又噴出ノ模樣モ余程變化シ所謂第一次及第二次ノ噴出ガ長クナツテ第三次卽チ主要ナル噴出ノ勢ガ衰ヘ、湯ノ量モ大ニ減ジタリシテ溫泉宿ノ多クハ湯ノ不足ヲ感ズル樣ニナツタ。二十七日ニハ長湧ガアツタ爲メ、一時回數ガ六回ニ增シタガ、湯ノ量ハ却テ減シテ來タ六月五日ニハ回數ガ三回六分ニ減シ十一日ニハ更ニ三回二分ニマデ減ジタ。ソレノミナラズ第一次第二次ノ流出ガ非常ニ延ビテ三時間半モ續ク樣ニナリ、第三次ノ噴出ガ非常ニ弱リテ僅三回位ニ噴出ヲシテ終ルヨウニナツタ。從テ一日ニ流出スル湯ノ量モ大ニ減シ、大湯ヨリ距ツタ旅宿デハ湯ニ困ル樣ニナツテ來タ。溫泉ノ減衰ヲ始メタ頃ヨリ溫泉取締等デハ大ニ名物ナル大湯ノ涸渴ヲ憂ヒ種々恢復策ヲ講シ縣廳ヨリモ警部長ガ來テ相談シタ上、遂ニ決口、米倉、樋口ノ三井ヲ埋メルコトニナツタ。米倉ノハ六月十二日ニ決口ノハ十三日埋ラレ米倉ノ井戸ノ埋立ハ著シク影響ヲ及ボシ、其翌日ハ回數ガ一晝夜ニ四分ヲ增シ第一次及第二次ノ噴出ノ時間ガ著シク減少シタ更ニ十三日決口ノ井戸ヲ埋立タルタメ、回數モ次第ニ增シ、第一第二第三ノ噴出ガ次第ニ常體ニ復スル傾ヲ持チ來リ、六月十五日頃ニハ毎日ノ回數ガ四回トナツタ夫カラ七月上旬マデハ大シタ變リモナイガ其十二日樋口ノ井戸ヲ埋メ、十四日ニハ噴出ノ回數ガ少シ增シタルヲ認メルコトが出來、夫レカラ一ケ月ヲ經テ八月中旬ニハ一晝夜ノ回數ガ四回半トナツタガ、決口ノ噴出以前ニ比ベルト未ダ半回數少ナイ然シ之モ漸次恢復スルノデアラウ。又一回ノ噴出ノ模樣ハ全ク原ノ狀態ニ戻ツタト言ツテヨイ。米倉ノ井戸ハ熱湯ガ非常ノ勢デ噴出シテ居タカラ之ヲ埋立ルノハ容易ノ業デハナイ。左ニ埋立當時ノ模樣ヲ一寸述ヨウ(略之)安保氏ノ鑽井ハ大湯ニ近イ所ニアツテ、三十三米突ノ深サガアツテ始終熱湯ヲ噴出シテ居ル。

第四　現況

御用邸の廣袤は、東西十七間六分九厘、南北八十七間、面積四千〇十七坪あり。總て普通御料地とす。

建物の總延坪は四百六十七坪五一一、建坪四百二十八坪六〇四、其の內二階は三十八坪九〇七なり。

御殿	三四五、一坪五九
附屬建物	一二二、三五二
合計	四六七、五一一

第五節　小田原御用邸

第一　概　説

小田原御用邸は神奈川縣足柄下郡小田原町に在り。其の地は舊小田原城址にして、明治二年城主大久保氏藩籍奉還後此の地に縣廳を置きしが、同五年陸軍省の所管となり、同二十二年陸軍省更に舊藩主大久保氏に其の城址を拂下げ、三十二年宮内省御用邸建置の議あるや、大久保氏より同縣中郡所在御料地との交換申出でありたり。卽ち聽許となりて翌三十三年十一月宮内省の有に歸す。

是より先き、既に宮殿建營の工を起し、土地御料地に編入と殆んど同時に宮殿成り、小田原御用邸と稱せらる。

今舊城址所在の建物に關する公文書を次に掲ぐ。其の總坪數僅に二十八坪なりき。

一、氣象測候用櫓
一、同　器械室
一、同　宿直所

右及御引渡候條御領收有之度候也

明治三十三年三月十三日　　内事課長　齋藤桃太郎

内匠頭　堤正誼殿

而して當初新築の建物に關する公文書次の如し

一、兩御座所其他附屬家共　　二　棟
一、物置　　一　棟
一、供溜車及喞筒置所　　一　棟
一、仕人勤番所　　一　棟
一、省丁部屋

但別紙圖面及鍵目錄之通

右新築工事落成ニ付及御引渡候也

明治三十三年十一月二十六日　　内匠寮

主殿寮

追テ角櫓一棟柿葺平家二棟在來ノ分共添テ及御引繼候也

明治三十三年十一月二十八日堤内匠頭及び山口主殿頭より田中宮内大臣に宛たる左の公文あり。

神奈川縣下小田原御用邸建築工事落成ニ付右建物主殿寮主管トシテ引渡之義伺濟ニ依リ本月二十六日授受相濟候間此段及上申候也

次に明治三十四年四月に於いて、仕人勤番所の新築一棟竣工せり。